

令和3年度

五條市教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価に関する
報告書（令和2年度対象）

令和3年9月
五條市教育委員会

地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)

第26条第1項の規定に基づき、令和2年度五條市教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況についての点検及び評価の報告をいたします。

令和3年9月1日

五條市教育委員会
教育長 堀内 伸起

目 次

I	点検・評価制度の概要	・・・1～2
1	評価の目的	・・・1
2	点検・評価の方法	・・・1
3	施策点検評価シートの記入内容について	・・・1～2
4	点検評価委員による評価について	・・・2
II	五條市教育委員会の概要	・・・3～12
1	教育長及び教育委員の状況	・・・3
2	会議の開催状況等について	・・・3～11
3	教育委員会議以外の活動状況	・・・11～12
III	令和2年度重点施策	・・・13～18
IV	教育長交際費について	・・・19～20
V	令和2年度教育費歳入歳出決算	・・・21～22
VI	点検評価委員の「意見書」	・・・23～25
VII	令和2年度施策点検評価シート	・・・26～40
	参考資料（五條市教育振興基本計画抜粋）	・・・41～42

I 点検・評価制度の概要

1 評価の目的

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条第1項の規定に基づき、教育委員会においては、毎年度、事務の管理及び執行状況について点検及び評価を行うことが義務付けられています。この点検・評価は、教育委員会自らが、教育に関する事務の管理及び執行状況を点検・評価することにより、効果的な教育行政の推進に資するとともに、市民への説明責任を果たすことを主な目的としています。

また、同条第2項に、「教育委員会は、前項の点検及び評価を行うに当たっては、教育に関し学識経験を有する者の知見の活用を図るものとする」と規定されているため、学識経験者の意見を取り入れ、より客観性・公平性のある点検・評価となることをめざして、1名の学識経験者に参加していただきました。

2 点検・評価の方法

点検・評価を行うにあたり、自己点検及び自己評価に加え、点検評価委員の意見書による評価方法を取りました。平成31年3月に見直しを図った五條市教育振興基本計画に則り、当該基本計画に掲げられた重点取組6施策を評価対象としました。

- (1) 学校教育環境の充実
- (2) 教育内容の充実
- (3) 地域教育力の向上
- (4) 生涯学習活動の効果的な支援
- (5) 歴史遺産・伝統文化の保存
- (6) 青少年健全育成の推進

点検・評価の手法は、施策点検評価シートを参考に施策の目的、現況、令和2年度の取組状況と課題を分析し、総合的な評価を行いました。

3 施策点検評価シートの記入内容について

(1) 施策の基礎情報

ア 施策分野・施策名

五條市教育振興基本計画における施策の名称を記入

イ 所管課

ウ 目標

五條市教育振興基本計画でめざす各施策の「めざすべき将来の姿・状態」を記入

エ 施策の現況

当該施策の現在の状況や問題点等を記入（令和3年3月31日現在）

(2) 取組状況

ア 事業名

各施策における主要な事業名

イ 事業内容

各事業の当該年度の具体的な内容

ウ 事業実績・主な取組

各事業の取組結果、成果

エ 評価

A・・・令和2年度の目標を達成

B・・・令和2年度の目標をほぼ達成

C・・・令和2年度の目標をある程度達成

D・・・令和2年度の目標を達成できていない

(3) 施策の課題と今後の主な取組

ア 施策の課題

施策の目標を達成していく上で、解決していかなければならない課題について記入。

イ 今後の主な取組

令和2年度の評価を踏まえ、次年度に向け、どのように取り組んでいくかを記入。

(4) 総合評価

(1)～(3)の全ての項目を記入した後、当該年度の総合的な評価を記入。

4 点検評価委員による評価について

点検・評価にあたっては、法第26条第2項の規定に基づき、学識経験者の知見を活用するため、1名の学識経験者を点検評価委員に委嘱し、ご意見、ご助言をいただき、意見書として添付しました。

【点検評価委員】

氏名	略歴
近井 稔巳 (ちかい としみ)	元 五條市教育委員会事務局教育部長

Ⅱ 五條市教育委員会の概要

1 教育長及び教育委員の状況

(令和3年4月1日時点)

職名	氏名	職業	現任期 就任年月日	任期
教育長	堀内伸起	元公立学校長	H31.4.1	R4.3.31
委員 (教育長職務代理者)	井本誓晃	団体役員	R1.9.30	R5.9.29
委員	寒川英明	医師	R2.12.20	R6.12.19
委員	大西修二	元県立高校教頭	H30.6.21	R4.6.20
委員	井田栄子	医療事務従事	H30.8.8	R4.8.7

2 会議の開催状況等について

令和2年度の活動としては、毎月1回の定例教育委員会に加え年2回の臨時教育委員会を開催し、教育行政に関する諸施策について審議を行うとともに、学校訪問や必要に応じた現地視察を行い、情報の共有化及び現状把握に努めました。

今後も積極的に様々な研修や現場視察を行うとともに、関係各位との連携を深め、教育委員会の活性化に取り組んでまいります。

令和2年度の付議案件の件数及び内容については、次のとおりです。

(1) 定例教育委員会

令和2年4月定例教育委員会(4月16日)〈場所：子どもサポートセンター〉

・議事

報第7号 五條市学校運営協議会設置に関する臨時代理決定処分の報告について【承認】

報第8号 五條市社会教育委員並びに五條市公民館運営審議会委員の委嘱に関する臨時代理決定処分の報告について【承認】

報第9号 五條市立賀名生公民館館長の任命に関する臨時代理決定処分の報告について【承認】

報第10号 五條市立図書館協議会委員の任命に関する臨時代理決定処分の報告について【承認】

報第11号 五條市伝統的建造物群保存地区保存審議会委員の委嘱に関する臨時代理決定処分の報告について【承認】

報第 12 号 五條市史編纂委員の委嘱又は任命に関する臨時代理決定処分の報告について【承認】

議第 26 号 五條市文化財保存事業費補助金交付要綱の一部を改正することについて【議決】

議第 27 号 令和3年度以降使用五條市中学校教科用図書（教科書）選定委員会委員の任命について【議決】

議第 28 号 五條市就学指導委員の委嘱について【議決】

議第 29 号 五條市史編集委員会専門部会員の委嘱又は任命することについて【議決】
・後援依頼 2件【承認】

・報告・連絡事項

- ① 新型コロナウイルス感染症に関する対応状況について
- ② 教職員及び事務局職員の人事異動について
- ③ 学校適正化及び認定こども園整備に係る進捗状況について
- ④ 事業報告
- ⑤ その他各種会議・行事等報告

令和2年5月臨時教育委員会（5月14日）〈場所：子どもサポートセンター〉

・議 事

議第 30 号 市内公立幼稚園及び小・中学校の学校再開について【議決】

議第 31 号 市議会提出議案に関する意見聴取について（教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例）【議決】

・報告・連絡事項

- ① 令和2年市議会第3回臨時会について

令和2年5月定例教育委員会（5月28日）〈場所：子どもサポートセンター〉

・議 事

報第 13 号 五條市学校運営協議会委員（コミュニティ・スクール）の委嘱又は任命に関する臨時代理決定処分の報告について【承認】

報第 14 号 野原中学校適正化改修工事請負契約の締結に関する臨時代理決定処分の報告について【承認】

報第 15 号 令和2年度教育費5月補正予算に関する臨時代理決定処分の報告について【承認】

議第 32 号 令和2年度教育費6月補正予算について【議決】

議第 33 号 教育長の職務に専念する義務の免除について【議決】

議第 34 号 （仮称）五條 A 認定こども園建設工事請負契約の締結について【議決】

議第 35 号 五條市立西吉野農業高等学校入学者選抜の基本方針の策定について【議決】

議第 36 号 五條市学校統合協議会委員の委嘱又は任命について（統合対象校：野

原小学校・阪合部小学校・西吉野小学校)【議決】

議第 37 号 五條市立学校評議員の委嘱について【議決】

議第 38 号 五條市社会教育委員及び五條市公民館運営審議会委員の委嘱について【議決】

議第 39 号 五條市立図書館協議会委員の任命について【議決】

議第 40 号 五條市スポーツ推進委員の委嘱について【議決】

・追加議事

議第 41 号 五條市立学校給食センター設置条例施行規程の一部を改正することについて【議決】

・後援依頼 1 件【承認】

・共催依頼 1 件【承認】

・報告・連絡事項

① 令和 2 年市議会第 3 回臨時会について

② 寄宿舍桜花寮の運営状況について

③ 賀名生分校の認可申請について

④ 学校適正化及び認定こども園整備に係る進捗状況について

⑤ 事業報告

⑥ その他各種会議・行事等報告

令和 2 年 6 月定例教育委員会（6 月 25 日）〈場所：子どもサポートセンター〉

・議 事

報第 16 号 五條市立阪合部公民館長の任命に関する臨時代理決定処分の報告について【承認】

議第 42 号 五條市立小学校及び中学校遠距離通学児童生徒通学費補助金交付要綱の一部を改正することについて【議決】

議第 43 号 五條市立学校の管理運営に関する規則の一部を改正することについて【議決】

・後援依頼 1 件【承認】

・報告・連絡事項

① 6 月議会の報告について

② 認定こども園建設に伴う幼稚園の運営について

③ 学校適正化及び認定こども園整備に係る進捗状況について

④ 事業報告

⑤ その他各種会議・行事等報告

令和 2 年 7 月定例教育委員会（7 月 30 日）〈場所：子どもサポートセンター〉

・議 事

報第 17 号 五條市立高等学校の管理運営に関する規則の一部改正に関する臨時代

理決定処分の報告について【承認】

報第 18 号 令和2年度教育費7月補正予算に関する臨時代理決定処分の報告について【承認】

議第 44 号 五條市いじめ問題対策連絡協議会条例の一部を改正することについて【議決】

議第 45 号 令和3年度使用五條市立西吉野農業高等学校教科用図書の新採択について【議決】

議第 46 号 五條市認定こども園整備推進実施委員会委員の委嘱又は任命について【議決】

議第 47 号 五條市認定こども園カリキュラム策定委員会委員の委嘱又は任命について【取下げ】

議第 48 号 五條市史編集委員会専門部会員の委嘱又は任命について【議決】

・後援依頼 2件【承認】

・報告・連絡事項

- ① 監査委員による決算審査について
- ② 賀名生分校を支援する会について
- ③ 新型コロナウイルス感染症に関する対応状況について
- ④ 学校適正化及び認定こども園整備に係る進捗状況について
- ⑤ 事業報告
- ⑥ その他各種会議・行事等報告

令和2年8月臨時教育委員会（8月20日）〈場所：五條市立中央公民館〉

・議事

議第 49 号 令和3年度以降使用中学校教科用図書の採択について【議決】

令和2年8月定例教育委員会（8月20日）〈場所：五條市立中央公民館〉

・議事

議第 50 号 令和2年度五條市教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価に関する報告書（令和元年度対象）の提出について【議決】

議第 51 号 令和2年度教育費9月補正予算について【議決】

議第 52 号 令和3年度五條市立西吉野農業高等学校入学者選抜実施要項の策定について【議決】

議第 53 号 五條市認定こども園整備推進実施委員会専門委員を委嘱又は任命することについて【議決】

議第 54 号 五條市認定こども園カリキュラム策定委員会委員の委嘱又は任命について【議決】

・報告・連絡事項

- ① 学校閉庁について
- ② 新型コロナウイルス感染症対策に関する寄宿舍運営について
- ③ 賀名生分校を支援する会について
- ④ 学校適正化及び認定こども園整備に係る進捗状況について
- ⑤ 「少年の主張」奈良県大会について
- ⑥ 事業報告
- ⑦ その他各種会議・行事等報告

令和2年9月定例教育委員会（9月24日）〈場所：子どもサポートセンター〉

・議事

議第55号 五條市立学校設置条例の一部を改正することについて【議決】

・報告・連絡事項

- ① 9月議会の報告について
- ② 賀名生分校を支援する会について
- ③ 西吉野農業高等学校の令和3年度入学者選抜について
- ④ 学校適正化及び認定こども園整備に係る進捗状況について
- ⑤ 新型コロナウイルス感染症拡大に伴う各種行事の中止について
- ⑥ 事業報告
- ⑦ その他各種会議・行事等報告

令和2年10月定例教育委員会（10月29日）〈場所：子どもサポートセンター〉

・議事

報第19号 令和2年度教育費10月補正予算に関する臨時代理決定処分の報告について【承認】

議第56号 五條市立高等学校証明手数料条例を制定することについて【議決】

議第57号 五條市立西吉野農業高等学校の設置に伴う関係条例の整備に関する条例を制定することについて【議決】

議第58号 市立五條文化博物館協議会委員の任命について【議決】

・追加議事

議第59号 五條市立学校の管理運営に関する規則の一部を改正することについて【議決】

・後援依頼 2件【承認】

・報告・連絡事項

- ① 五條市役所新庁舎について
- ② 近畿市町村教育委員会研修大会、奈良県市町村教育委員会研修大会について
- ③ GIGAスクール構想に係る端末整備について
- ④ 学校適正化及び認定こども園整備に係る進捗状況について
- ⑤ 事業報告

⑥ その他各種会議・行事等報告

令和2年11月定例教育委員会（11月19日）〈場所：子どもサポートセンター〉

・議事

報第20号 教育長職務代理者の指名について【承認】

報第21号 令和2年度教育費12月補正予算に関する臨時代理決定処分の報告について【承認】

報第22号 （仮称）五條B認定こども園建設工事請負契約の締結に関する臨時代理決定処分の報告について【承認】

報第23号 野原中学校適正化改修工事請負契約の変更に関する臨時代理決定処分の報告について【承認】

報第24号 市立五條文化博物館に係る指定管理者の指定に関する臨時代理決定処分の報告について【承認】

・報告・連絡事項

- ① 12月議会について
- ② 令和2年度末教職員人事について
- ③ 修学旅行・野外活動等の宿泊を伴う行事の実施状況について
- ④ 西吉野農業高等学校の体験入学について
- ⑤ 学校適正化及び認定こども園整備に係る進捗状況について
- ⑥ 事業報告
- ⑦ その他各種会議・行事等報告

令和2年12月定例教育委員会（12月24日）〈場所：子どもサポートセンター〉

・議事

報第25号 財産の取得（教職員web会議システム用PC）に関する臨時代理決定処分の報告について【承認】

議第60号 令和3年度教育費予算について【議決】

議第61号 五條市学校統合協議会委員の委嘱又は任命について（統合対象校：北宇智小学校・五條東小学校）【議決】

・後援依頼 1件【承認】

・報告・連絡事項

- ① 総合教育会議について
- ② 12月議会の報告について
- ③ 学校適正化及び認定こども園整備に係る進捗状況について
- ④ 「五條市成人式」の開催について
- ⑤ 事業報告
- ⑥ その他各種会議・行事等報告

令和3年1月定例教育委員会（1月28日）〈場所：子どもサポートセンター〉

・議事

- 報第 1号 新型コロナウイルス感染症にかかる令和3年度五條市立西吉野農業高等学校入学者選抜に関するガイドライン及び令和3年度五條市立西吉野農業高等学校入学者選抜新型コロナウイルス感染症罹患者等対象追検査実施要項の策定に関する臨時代理決定処分の報告について【承認】
- 議第 1号 特別職の職員で非常勤のものの報酬、費用弁償に関する条例の一部を改正することについて【議決】
- 議第 2号 五條市立小学校、中学校通学区域規則の一部を改正することについて【議決】
- 議第 3号 五條市五條新町伝統的建造物群保存地区保存計画の変更について【議決】

・後援依頼 2件【承認】

・報告・連絡事項

- ① 令和3年における教育委員会各課所管の主な事業内容について
- ② 公立幼稚園に係るイベント実施について
- ③ 賀名生分校閉校式、西吉野農業高等学校開校式について
- ④ 学校適正化及び認定こども園整備に係る進捗状況について
- ⑤ 「いじめアンケート」の調査結果について
- ⑥ 事業報告
- ⑦ その他各種会議・行事等報告

令和3年2月定例教育委員会（2月25日）〈場所：子どもサポートセンター〉

・議事

- 議第 4号 令和2年度教育費3月補正予算について【議決】
- 議第 5号 令和3年度教育費予算について【議決】
- 議第 6号 五條市教科用図書選定委員会規程の一部を改正することについて【議決】
- 議第 7号 五條市立奈良県立五條高等学校賀名生分校寄宿舎設置条例施行規則の一部を改正することについて【議決】
- 議第 8号 五條市立奈良県立五條高等学校賀名生分校の生徒の家族向け定住促進住宅条例施行規則の一部を改正することについて【議決】
- 議第 9号 五條市立西吉野農業高等学校の設置に伴う関係規則の整備に関する規則の制定について【議決】
- 議第 10号 五條市立学校の管理運営に関する規則の一部を改正することについて【議決】
- 議第 11号 五條市立学校給食センター設置条例施行規則の一部を改正することについて【議決】

議第 12 号 五條市立学校給食センター設置条例施行規程の一部を改正することについて【議決】

議第 13 号 五條市文化財保存事業費補助金交付要綱の一部を改正することについて【議決】

議第 14 号 五條市大塔郷土館条例施行規則を廃止することについて【議決】

議第 15 号 令和 2 年度五條市教育委員会善行表彰について【議決】

・後援依頼 1 件【承認】

・報告・連絡事項

① 3 月議会について

② 賀名生分校を支援する会について

③ 新型コロナウイルス感染症にかかる令和 3 年度五條市立西吉野農業高等学校入学者選抜に関するガイドライン及び令和 3 年度五條市立西吉野農業高等学校入学者選抜新型コロナウイルス感染症罹患者等対象追検査実施要綱について

④ 卒園式、卒業式及び入園式、入学式について

⑤ 学校適正化及び認定こども園整備に係る進捗状況について

⑥ 「東京 2020 オリンピック聖火リレー」について

⑦ 事業報告

⑧ その他各種会議・行事等報告

令和 3 年 3 月定例教育委員会（3 月 25 日）〈場所：子どもサポートセンター〉

・議 事

報第 2 号 令和 3 年度五條市公立学校県費負担教職員たる校長及び教頭の任免についての内申に関する臨時代理決定処分の報告について【承認】

報第 3 号 令和 2 年度教育費 3 月補正予算に関する臨時代理決定処分の報告について【承認】

報第 4 号 （仮称）五條 B 認定こども園建設工事請負契約の変更に関する臨時代理決定処分の報告について【承認】

議第 16 号 五條市教育委員会事務局組織及び事務分掌規則の一部を改正することについて【議決】

議第 17 号 五條市立奈良県立五條高等学校賀名生分校寄宿舎使用料及び食費の取扱要綱の一部を改正することについて【議決】

議第 18 号 五條市立奈良県立五條高等学校賀名生分校の生徒の家族向け定住促進住宅使用料及び駐車場使用料の減免要綱の一部を改正することについて【議決】

議第 19 号 五條市立西吉野農業高等学校の設置に伴う関係要綱の整備に関する要綱の制定について【議決】

議第 20 号 五條市立西吉野農業高等学校への編入学及び転学の取扱いについて【議決】

議第 21 号 五條市伝統的建造物群保存地区保存審議会委員を委嘱することについて【議決】

議第 22 号 五條市史編纂委員を委嘱又は任命することについて【議決】

議第 23 号 五條市史編集委員を委嘱又は任命することについて【議決】

議第 24 号 五條市史編集委員会専門部会員を委嘱又は任命することについて【議決】

・後援依頼 1 件【承認】

・報告・連絡事項

① 3月議会の報告について

② 令和3年度寄宿舍桜花寮入寮予定者について

③ 学校適正化及び認定こども園整備に係る進捗状況について

④ 「東京2020オリンピック聖火リレー」について

⑤ 事業報告

⑥ その他各種会議・行事等報告

3 教育委員会議以外の活動状況

教育委員会の開催する文化行事、体育行事に出席し、教育・スポーツ・文化の振興に努めました。

また、教育委員会がより高い使命感をもって責任を果たせるよう、委員自らの重要な責任を自覚するとともに、その職務遂行に必要な知識を得るため各種会議・研修会等に出席しました。

(1) 学校訪問

10月に市内公立幼稚園・小中学校のうち、五條東小学校と五條西中学校を訪問し、授業の様子や施設設備を視察し、学校長から学校の状況の説明を受け、意見交換を行いました。

(2) その他の主な行事への出席

令和2年度は、新型コロナウイルス感染症拡大に伴い、各種行事・研修等が中止、規模縮小による開催、書面審議となっています。

ア 市立各幼稚園・小学校・中学校 体育大会

イ 文化祭（中止）

ウ 市民レクリエーション大会（中止）

エ 成人式

オ 公民館祭（中止）

カ 市立各幼稚園・小学校・中学校・高等学校 入学（園）式、卒業（園）式

(3) 会議の出席状況

令和2年4月21日

令和2年度第1回奈良県都市教育長協議会（奈良市）

令和2年7月20日

令和2年度第2回奈良県都市教育長協議会（橿原市）

令和2年10月30日

令和2年度第3回奈良県都市教育長協議会（橿原市）

令和3年2月14日

令和2年度第4回奈良県都市教育長協議会（橿原市）

Ⅲ 令和2年度重点施策

1 教育総務課

地方教育行政の組織及び運営に関する法律及び教育委員会会議規則の定めるところにより、毎月1回の定例教育委員会を計12回、臨時教育委員会を2回開催しました。

教育環境の改善については、児童・生徒が安全かつ快適に学ぶことができるよう、教育施設の整備・改修を行いました。特に、老朽化が顕著であった五條東中学校プール防水改修工事、同プールろ過装置整備工事を実施するとともに、賀名生分校の本校化により新たに市立西吉野農業高等学校を設置するにあたり、校舎・校地として使用する旧西吉野中学校について、実習農地整備工事、エアコン修繕等を行いました。

また、平成26年に導入した校務用パソコン機器の更新(258台)を行いました。導入機器については、新型コロナウイルス感染症拡大に伴いオンライン会議・研修等の機会が増加していることから、Webカメラを内蔵した端末を導入することで、リモート会議等に対応した環境整備の実現を図りました。

加えて、新型コロナウイルス感染症対策として、各幼稚園に感染症対策用備品(空気清浄機、タワーファン)及び消耗品(消毒用アルコール、マスク等)を配布するとともに、各種行事が軒並み中止・規模縮小となっていることから、幼児の体験機会創出を目的に、木レールを活用した鉄道玩具走行体験・ミニSL乗車体験、工作ショーイベントを実施しました。

賀名生分校魅力化推進事業に関しましては、令和3年度当初時点での寄宿舎「桜花寮」への入寮者数が合計53名となることから、入寮生の増加に対応するため各種備品等の整備を行いました。また、「地域農業の担い手育成」をより円滑に推進するため、生徒が農業実習及び就労体験活動を通して知識・技術を習得できるよう各種支援を行うことを目的に、地域農業者・農業法人等で構成する「賀名生分校を支援する会」を設立しました(令和3年度からは「西吉野農業高等学校を支援する会」に改称)。

今後につきましては、校内でも充実した農業実習活動を実施できるよう、更なる施設整備を行ってまいります。

2 学校教育課

五條市学校教育アドバイザーチーム派遣事業として、教育部長をリーダーとするチームを組織し、牧野小学校、北宇智小学校、五條東小学校、五條中学校の4校を計画的に訪問しました。単に学校改善を求めるだけでなく、教職員からのヒアリングや授業参観後の意見交換を通して現状を把握し、それを基に、後日、改善方策等をアドバイザーレポートとして示すとともに、学校経営や教育活動等に対する支援や助言を行いました。

学校活性化事業においては、特にICT教育環境の充実に努めました。全ての小中学生に1人1台の端末とクラス数の教員用学習系端末を導入し、学校適正化完了後も引き続き使用することとなる小学校4校、中学校3校に高速大容量のネットワークを整備しました。加えて、導入時の教職員・保護者支援のため、「GIGAスクールサポーター」を令和2年11月から令和3年3月まで配置するとともに、端末機器やソフトの使用に係るマニュアル作成、保護者

向けチラシの作成を行いました。機器の使用に関する補助を目的として、ICT 支援員を令和3年1月から1校あたり月3回派遣し、授業のバックアップを行うとともに、学校での講習会等を実施しました。

特色ある学校（園）づくり支援事業では、令和2年度は五條東中学校区、五條西中学校区を指定し、小中一貫教育の実践として共通のカリキュラム、部会の実施、ふるさと学習の充実等、モデル的な取組を支援しました。また、市指定研究校として牧野小学校と五條西中学校の2校を指定し、小中を一貫した授業の取組や読解力向上のための取組など、より一層の教育内容の充実を図りました。

就学前教育・小中高との連携については、校種間の円滑な接続と教育内容の充実を図るとともに、児童・生徒の郷土愛を育むことを目的に、9年間をつないだカリキュラムの活用と教育内容の充実、ふるさと学習の充実に取り組みました。

まず、9年間をつないだカリキュラムの活用と教育内容の充実については、完成したカリキュラムを教員一人に一冊ずつ配布し、教科等研究会や校区の授業等に活用しました。小中学校間でこのカリキュラムを共通基盤とすることで、9年間の連続した学びを意識した授業の構築に役立てています。また、コロナ禍の状況を考慮し、実施方法を工夫しながら中学校区ごとに小中合同の授業研究を行いました。

次に、ふるさと学習の充実については、社会科や総合的な学習の時間等の授業において、「五條学」、「私たちの五條市」の活用を図り、社会科副読本改訂委員会を中心に「私たちの五條市」の内容検討や授業実践を重ねました。幼稚園においては、園外保育等の際に、地域の自然や歴史について触れる機会を創出するとともに、民話の読み聞かせ等を実施しました。

賀名生分校魅力化推進事業につきましては、平成30年度入試から全国いずれの地域からでも志願できる全国募集を実施しており、令和3年度の入学生は17名でした。全国募集に係る広報活動として、Webページの活用、学校案内リーフレット・ポスターの配布、地域みらい留学フェスタへの参加による広報を行うとともに、県内市町村教育委員会並びに県内市町村立中学校、近畿圏及び三重県の市町村教育委員会を訪問しました。首都圏等の遠隔地については、各教育委員会へ電話にて周知を依頼し、リーフレットを送付する等、積極的なPR活動に努めました。また、令和3年4月から従来の県立五條高等学校の分校という位置づけから独立させ、新たに市立西吉野農業高等学校として設置するにあたり、校章・校歌・校旗等の作成、関係条例・規則等の制定、改廃等の所要の事務を行いました。農業実習・就労体験活動等については、地域農家・農業法人等の協力を仰ぎ、実学重視の取組を推進しました。

今後も、「地域農業の担い手育成」を目的に、更なる教育課程の深化、実習活動等の充実を図ってまいります。

学校保健関係では、幼児・児童・生徒及び教職員の健康を保持し、各種感染症等の早期発見に努めるため、定期健康診断を実施するとともに、新型コロナウイルス感染症の感染防止のために保健用消耗品を各学校に配布しました。加えて、食物アレルギーをはじめとしたアレルギー対策及び感染症等への早期対応に資するため、各学校（園）や教育委員会事務局、保健所、保健福祉センター、医師会との連絡・連携体制を一層強化しました。また、学校薬

剤師等と連携のもと、飲料水やプール水の水質検査、照度・照明検査、空気中の化学物質濃度の検査等を実施し、学校の環境衛生管理にも努めました。

学校給食の実施については、毎月、学校及びPTAの協力を得ながら、地産地消（五産五消）を意識した給食物資の選定を進めるとともに、厨房設備等の安全点検及び職員や給食調理員の衛生意識の向上に努め、安全・安心な給食の提供を行いました。

3 子ども未来課

全国的に少子化が進み、本市においても急激に幼保・小中学校の幼児・児童・生徒が減少する中、核家族の増加や女性の社会進出などにより、多様化する子ども・子育てに対応するべく、より充実した教育・保育環境の整備が求められています。

子ども未来課では、「五條市学校適正化基本計画」並びに「五條市立認定こども園整備基本計画」に基づき、学校適正化及び幼保一体化の各事業に取り組んでいます。

学校適正化事業では、統合対象校同士の児童・生徒の交流を図ると共に、統合対象校において学校教職員代表、保護者代表、地域代表により構成する学校統合協議会を設置し、円滑な学校統合に向け、「学校運営」、「学校名」、「制服の取扱い」、「PTA 規約」、「スクールバスの運行」などについて協議を行いました。

各学校統合協議会の開催状況は次のとおりです。「野原小学校・阪合部小学校・西吉野小学校 学校統合協議会」は4回開催し、総務、PTA、通学及び学校運営の各部会を合計 15 回、ワーキンググループを合計 15 回開催しました。また、令和5年度の北宇智小学校と五條東小学校の統合に向け「北宇智小学校・五條東小学校 学校統合協議会」を発足し、1回開催しました。

施設整備については、令和3年4月に開校する五條南小学校として利用するために旧野原中学校校舎及び校地の整備改修工事等を行いました。

幼保一体化事業では、令和4年4月に開園する3つの認定こども園に関する諸課題について、「五條市認定こども園整備推進実施委員会」及び「認定こども園開園プロジェクト会議」で施設運営に係る協議・調整に取り組むとともに、認定こども園で実施する就学前教育・保育カリキュラムの策定などを行いました。

また、認定こども園の建設については、(仮称)五條A認定こども園建設工事が令和2年6月に、(仮称)五條B認定こども園建設工事が令和2年12月にそれぞれ着工しております。(仮称)五條C認定こども園については改修設計が完了し、改修工事に係る入札事務を行っております。今後は、認定こども園の開園に向けた条例及び規則等の整備や関連協議等、所要の事務を進めてまいります。

4 生涯学習課

市民が生涯にわたって学び、自他共に高め合い、生きがいのある人生を送ることのできる環境づくりを基本目標として、芸術や文化・スポーツへの参画の場を整え、市民の学習活動を支援するとともに、地域教育力向上の取組や自主的な活動を行っている社会教育団体の育成・支援活動に努めました。

しかしながら、新型コロナウイルス感染症拡大防止等のため、各行事の中止に加え中央公民館・図書館等社会教育施設の利用についても中止せざるを得ない状況となり、市民の生涯学習活動に影響を及ぼしました。

令和2年度から10年間を対象とした「第2期五條市生涯学習推進計画」(令和元年度策定)には、新たな「基本目標」や計画の実現に向けた具体的な施策体系及び取組方針等を明記しており、この計画に基づき、新型コロナウイルス感染症対策を実施しながら、施策の効果的・効率的な推進に努めました。

生涯学習の拠点である中央公民館は、アスカ美装株式会社が指定管理者となっており、主な事業として、自主クラブ・サークル活動と、主催事業である市民教養セミナー、生き生き教室、3カ国語の語学講座、アート講座、ヘルス講座、料理教室、親子を対象とした体験学習などを開催しています。新型コロナウイルス感染症の影響で中止せざるを得ない講座もありましたが、会議室等の適正な人数制限や座席配置等の対応を行う等、実施可能と判断したのものについては講座を開催しました。主催講座・協力団体・自主クラブ・サークル活動での利用件数は1,239件、利用人数は10,182人でした。

また、15カ所の地区公民館と2カ所の分館においては、約200の自主クラブ・サークルが活動しており、コロナ禍ではありますが様々な活動が行われました。

地域の情報拠点として機能している図書館は、株式会社図書館流通センターが指定管理者となっており、雑誌オーナー制度、インターネットによる蔵書検索・予約、読書普及のための資料展示、自主イベントを17回開催し、わかりやすい本としてLLブックやデイジー図書、点字コーナーの設置など利用者へのサービス向上が図られました。利用者数は16,976人、図書貸出人数は13,145人、貸出冊数は56,056冊でした。

人権教育の推進については、市民の人権意識を高め、人権尊重の社会を実現できるよう、地区人推協が主体となって人権教育地区別懇談会を開催する等の取組をいただいているところですが、新型コロナウイルス感染症の影響で活動に制約を受ける事になりました。今後はコロナ禍での開催に工夫を凝らし、一人でも多くの市民が学習できるよう取組を継続してまいります。

また、指導者養成講座や県外研修先進地視察は全て中止となりましたが、今後も指導者・リーダーの育成に取り組んでまいります。

スポーツ振興については、例年、市スポーツ協会、関係機関団体と連携・協力し、市民球技大会、市民レクリエーション大会、駅伝大会、チャレンジウォークを開催していましたが、新型コロナウイルス感染症拡大防止等の理由により中止となりました。また、毎年8月に開園しておりました賀名生スイミングプールも同様に中止となりました。

学校・地域パートナーシップ事業においては、保護者・地域と学校が連携し、共に参画・協働することで地域の教育力の向上を図るとともに、「地域と共にある学校づくり」の取組を進めることで、学校をベースとした「次世代につながる地域づくり」を目的として、地域コミュニティの再構築をめざしました。通学路の見守り活動や放課後子ども教室等、各学校(園)の教育活動について、大学生を含む登録者の活発な活動により支援していただいています。

コミュニティ・スクール事業では、「五條市学校運営協議会規則」に基づき市内全小中学校

(10校)に学校運営協議会を設置し、運営協議会委員の委嘱を行いました。各校の学校運営協議会では、次世代を担う子どもたちの豊かな学びのため、地域との連携・協働に向け熟議を進めていただきました。

また、取組のより一層の充実・発展をめざし、令和元年度より各校運営協議会長を中心とした五條市コミュニティ・スクール推進協議会を設置し、令和2年度は2回の研修会を行いました。

5 文化財課

令和2年度の重点施策としては、五條市史編纂事業、国・県・市指定文化財等の保存・継承事業の支援、古文書等の調査事業、市立五條文化博物館の展示魅力化事業、五條市賀名生の里歴史民俗資料館等の文化財関係施設の指定管理等を継続しました。

また、新町地区においては、町並みの保存・活用と地域の活性化に資する伝建事業を実施しました。

五條市史編纂事業については、五條市史編集委員会にて設置された9つの分野・時代の専門部会の部会員及び調査補助員による、有形・無形の資料の収集・調査を継続して行いました。また、現時点での市の自然・歴史・文化に関する知見、研究成果等をわかりやすく紹介した概要版「五條のあゆみ」(B5判、約90ページ)を文化財課で執筆・編集し、令和2年度末に刊行しました。

指定文化財については、国・県指定の建造物・美術工芸品の管理及び民俗芸能の保存伝承事業等に対して補助金を交付しました。

さらに、市立五條文化博物館において、市内の古文書・古記録類の受け入れ、解読、整理等を継続して行い、完了したもののから順次、目録を市のホームページにおいて公開しました。

市立五條文化博物館は、平成30年度、令和元年度に引き続き、直営で管理運営を行い2回の企画展を開催しましたが、新型コロナウイルスの感染拡大を防止するため、講演会・講座、学芸員による展示解説等の実施を見合わせました。令和2年度の入館者数は、2,658人(前年度比1,245人・約32%減)でした。また、古文書に慣れ親しんでいただく目的で古文書講座を計6回開催し、毎回10名以上の参加がありました。

また、博物館の管理運営に指定管理者制度を再導入し、利用促進、地域の活性化等を図るため、指定管理者を公募し、候補者選定及び議会の議決を経て、「積小舎」が令和3年4月1日から3年間の指定管理者に指定されました。

その他、五條市賀名生の里歴史民俗資料館、五條市立民俗資料館等4施設の指定管理者には、五條の歴史・文化が市民に身近なものとなるよう、施設、設備等の適切な維持管理、展示、講座等の各種事業の企画、運営等を行っていただきました。

なお、五條市立民俗資料館及び五條市新町まちや館の運営については、1期目から同じ指定管理者で運営が行われており、令和2年度が4期目の初年度(令和2年～4年度)となります。指定管理者2者ともにこれまでに培ったノウハウを活かし、自主事業等を行いました。

五條新町重要伝統的建造物群保存地区では、伝統的な町家の保存修理事業として、民間修理の補助事業8件を実施しました。また、五條新町地区町なみ保存会の事務局として地域住

民の活動を支援し、「ちょっと昔の五條の写真展」や「五條新町スタンプラリー」として「伝承館」、「まちや館」、「民俗資料館」の3館でスタンプを集めていただき、記念品として新町の町家を描いた絵はがきを持ち帰ってもらう取り組みを行いました。

今後も、市民と行政が緊密に連携し、これらの施策を継続的に行うことで、地域文化を保存・継承してまいります。

6 子どもサポートセンター

青少年健全育成事業として、令和2年6月16日(火)、五條市青少年補導委員委嘱状交付式を代表者で開催しました。市内3校区から選出された115名に委嘱し、登下校における児童・生徒の見守り等の活動を依頼しました。令和3年3月5日(金)には、学校等において生活や行動が他の模範となる児童・生徒に対して善行表彰を行いました。また、年間を通して、日々の登下校の安全対策や不審者情報に対するパトロール強化などを実施し、幼児・児童・生徒の安全確保に努めるとともに、関係機関との連携強化を図りました。なお、青少年野外活動事業(トレジャーキャンプ)は、教育委員会事務局内部の検討に加え、トレジャーキャンプ推進委員会に意見を求め協議を行った結果、新型コロナウイルス感染症の感染リスクを十分に回避する対応策が見つからない等の理由から、令和2年度は、やむを得ず中止することとしました。

生徒指導対策事業として、不登校傾向の児童・生徒が、在籍する学校へ登校出来るよう支援することを目的に、適応指導教室「くすのき教室」と各学校との連携を図りました。加えて、市内1幼稚園・7小学校・1中学校に9名のスクールサポーターを配置し、幼児・児童・生徒の学校(園)生活や教育活動の支援を行いました。また、「五條市生徒指導研究協議会」を年8回開催し、各学校の実態の共有及び講師を招いた研修会の実施のほか、県教育委員会、警察、こども家庭相談センター、学校の各関係機関との協議を通じ、生徒指導対策を推進しました。令和2年8月11日(火)には、市内全教職員を対象に3密を避け教育相談研修会を開催し、五條警察署生活安全課の藤本課長による「インターネットの安全な利用の啓発」についての講演をうけ、インターネット等を利用した犯罪、SNSを利用するうえでのトラブルに関する現状、対応策及び留意点を習得することができました。

教育相談カウンセリング事業では、専門的な知識や経験を有するカウンセラーを配置し、いじめや不登校など様々な問題を抱える幼児・児童・生徒へのカウンセリングに加え、保護者や教員に対して適切な助言を行い、方向性を示すなど、問題解決に努めました。また、個々の子どもへの対応を関係機関が参集し協議する「ケース会議」や、個々の子どもを知るための「行動観察」、各心理検査の実施など、子ども一人一人の成長を支援するための手立てを行いました。

IV 教育長交際費について

平成21年度 五條市教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価に関する報告書に対する点検評価委員の意見書に基づき、五條市教育委員会教育長交際費支出基準及び公開基準を制定し、教育長交際費の執行状況について、その金額や支出内容について市ホームページで公開しています。

令和2年度教育長交際費明細

支出月	金額(円)	支出区分	支出内容
4月	0	-	-
5月	0	-	-
6月	5,500	雑費	名刺代
7月	3,000	記念品費	叙勲花束代
8月	0	-	-
9月	0	-	-
10月	0	-	-
11月	0	-	-
12月	7,200	雑費	小さなサンタ訪問お礼
1月	5,832	雑費	交流人事打ち合わせに係る雑費
2月	0	-	-
3月	28,630	記念品費他2	退職校長への記念品他2件
合計	50,162	計7件	

(参考) 五條市教育委員会教育長交際費支出基準及び公開基準

1 趣旨

教育長等が、教育行政の円滑な運営を図るため、市教育委員会を代表し外部の個人又は団体との交際に要する経費（以下「教育長交際費」という。）の支出基準を定めるとともに、教育長交際費の支出状況の透明性を高め、教育行政に対する市民の理解と信頼を深めてもらうため、公開基準を定める。

2 支出区分等

教育長交際費は、支出先との交際において、次に掲げる事項について教育長が適当と認めた場合は、支出することができるものとする。

支出にあたっては、社会通念上必要と認められる範囲内で、かつ最小限の金額となるよう努めることとする。

なお、教育長が指定する職員が、教育長の代理として、又は教育委員会を代表して出席する場合には、教育長出席に準じて教育長交際費からの当該支出を認めるものとする。

ただし、宗教団体及び政党その他の政治団体の事業については、教育長交際費を支出しない。

区分		内容、対象等
①	会費	総会、意見交換会等会費
②	祝費	記念式典、祝賀会、各種行事等のお祝い
③	弔慰費	香典、生花代等
④	見舞費	市教育行政関係者の傷病、災害等に対する見舞金
⑤	激励費	各種大会等で県代表として出場する個人や団体 【市費からの助成又は補助があるものは除く】
⑥	記念品費	表敬、表彰にかかる記念品、花束
⑦	雑費	広告料、視察等に係る土産 その他交際上支出に必要な経費として、教育長が特に認めるもの。

3 公開

(1) 教育長交際費の支出状況について、公開年度の前期（4月から9月）及び後期（10月から3月）別に公開する。

公開時期については、前期は公開年度の10月末まで、後期は公開の次年度の4月末までに別記様式によりインターネットの五條市ホームページ等に掲載する。

(2) 相手方氏名の取扱いについて、病気及び事故の見舞い等で相手方のプライバシーに配慮が必要な場合は除くことができる。

4 その他

この基準は、社会経済状況の変化等に応じて、適宜見直しを行うものとする。

5 適用期日

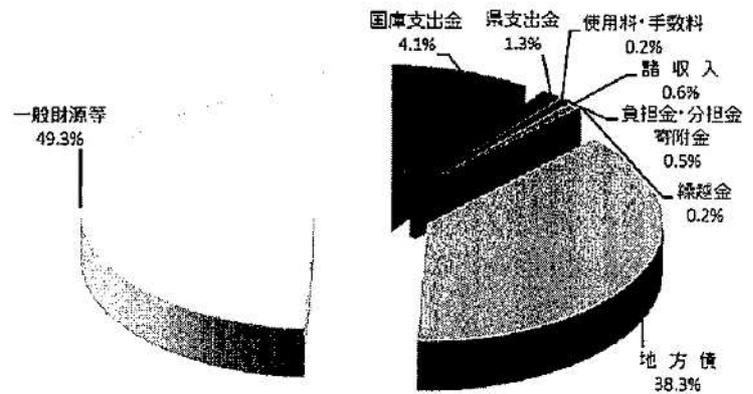
この基準は、平成21年9月24日から施行し、平成21年度分の教育長交際費の支出から適用する。

V 令和2年度教育費歳入歳出決算

【歳入】

(単位：千円)

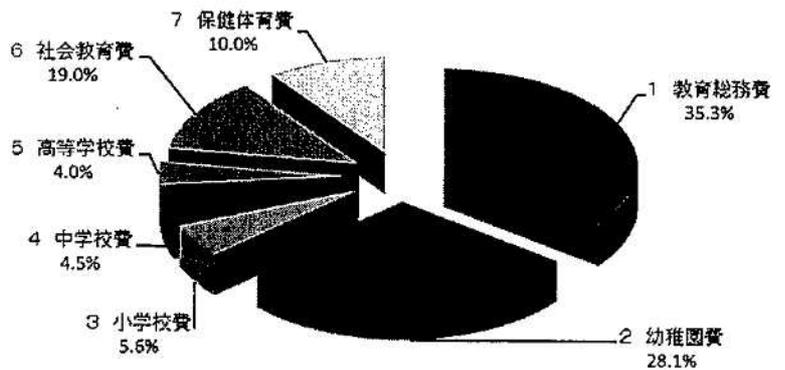
内 訳	決 算 額
国庫支出金	231,827
県支出金	31,272
使用料・手数料	4,899
負担金・分担金 寄 附 金	11,427
諸 収 入	14,241
繰越金	5,527
地 方 債	922,200
一般財源等	1,187,748
合 計	2,409,141



【歳出】

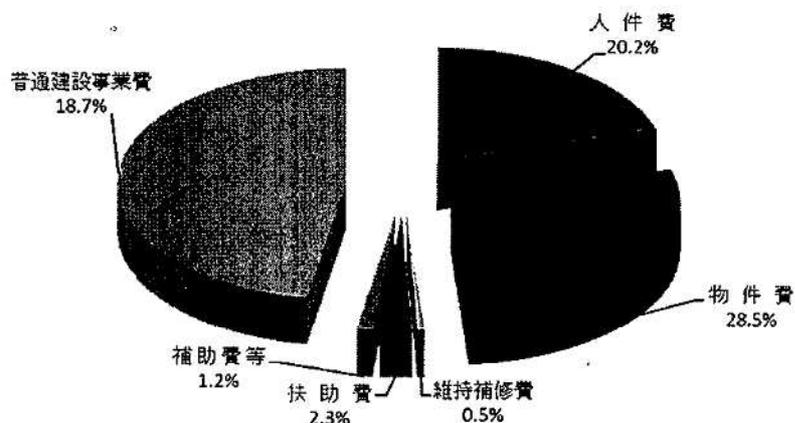
目的別の内訳 (単位：千円)

目 的 別	決 算 額
1 教育総務費	850,647
2 幼稚園費	677,802
3 小学校費	133,712
4 中学校費	107,854
5 高等学校費	95,758
6 社会教育費	301,840
7 保健体育費	241,528
合 計	2,409,141



性質別の内訳 (単位：千円)

内 訳	決算額
人 件 費	487,777
物 件 費	685,560
維持補修費	12,416
扶 助 費	55,368
補 助 費 等	28,486
普通建設事業費	1,139,534
合 計	2,409,141



用語解説

人 件 費：委員の報酬や職員の給与などの費用です。

物 件 費：消費的な性質（賃金、旅費、交際費、需用費、役務費、備品購入費、報償費、委託料、使用料及び賃借料、原材料費など）をもつ費用です。

維持補修費：学校などの教育施設を維持、管理するために必要な費用です。

扶 助 費：法令に基づいた給付や、市が単独で行う各種扶助のための費用です。

補 助 費 等：主に公益上必要があると認められる団体などに対して、五條市教育委員会が交付する補助金などの費用です。

普通建設事業費：社会資本を形成するために学校を始めとした教育施設等の新增設等の建設事業などに要する費用です。

VI 点検評価委員の「意見書」

1 意見書の提出について

この意見書は地方教育行政の組織及び運営に関する法律の定めるところにより、五條市教育委員会の令和2年度における事務の管理及び執行の状況について、「学校教育環境の充実」以下6施策に関して自己評価した内容を精査し、意見を述べるものである。

令和3年 8月 10日

点検評価委員 近井 稔巳

活動の点検及び評価に対する意見について

1 教育委員会

教育委員は、定例教育委員会、各種行事等に出席・参加され、また、学校（園）訪問により学校（園）現場の状況把握に努められている。学校適正化や認定こども園整備等、本市の教育行政施策は多様かつ高度化しているが、引き続き、的確な指導・助言をいただくようお願いしたい。

2 教育総務課

教育環境の改善という点において、新型コロナウイルス感染症拡大に伴い、Web会議等の必要性が高まりつつある中、時代のニーズに対応すべく校務用パソコン機器の更新を実施していただいた。

また、個別施設計画の策定が完了したということで、今後、同計画に基づいた改修・整備を実施いただくとともに、学校適正化事業の進捗に伴い、学校施設の改修、スクールバスのルート再編等の課題が発生してくることが予想されるが、遅滞なく適切な事務執行をお願いする。

賀名生分校魅力化推進事業については、「賀名生分校を支援する会」の設立に伴い、更なる実習内容の充実・深化を図るとともに、卒業後の進路に関しても学校はもとより各関係機関と十分に連携しながら取組を進めていただきたい。

3 学校教育課

学校教育課においては、市内学校（園）の運営に関し、的確な助言・サポートをいただいている点を評価したい。

また、教育環境の整備に関しては、国の提唱する「GIGAスクール構想」実現のために、端末・ネットワーク環境を迅速に整備していただいた。今後、教職員や児童・生徒が円滑に機器を活用できるようフォローをお願いしたい。

また、小中一貫教育に対応すべく9年間をつないだカリキュラムの活用と授業研究等の活性化を推進していただいている。引き続き、同カリキュラムを活用し、本市のめざす学校教育体制の構築に邁進していただきたい。

学校保健、食物アレルギー対応については、新型コロナウイルス感染症対策をはじめ、迅

速な対応をいただいている。引き続き、子どもたちの安全面、健康面を第一に優先し、気を緩めることなく適切な対応をお願いしたい。

4 子ども未来課

「五條市学校適正化基本計画」、「五條市立認定こども園整備基本計画」の両基本計画に基づき、各統合協議会や検討会議を開催いただいている。

学校適正化事業については、統合の第二段階である五條南小学校が無事に開校したことを評価したい。

今後、計画している学校統合に関しても十分に協議を行い、より良い教育環境の実現に向けて邁進していただきたい。

認定こども園の整備については、既存の幼稚園、保育所の積み上げてきた良い部分を踏襲しながら、魅力ある就学前教育・保育の実現をめざすとともに、保護者等に十分な説明を行いながら取り組んでいただきたい。施設整備に関しては、令和4年4月からスムーズな運営が可能となるよう十分な検討を行いながら遅滞なく取り組んでいただきたい。

5 生涯学習課

各種文化活動、スポーツ活動については、新型コロナウイルス感染症拡大に伴い、大きな影響を受けている。ただ、感染対策を講じながら、開催可能なものは実施しているということで、コロナ禍においても、市民が生き生きと学ぶことのできる環境づくりを模索したことを評価したい。

図書館の運営については、学校と十分に連携し、今まで以上に子どもたちが活字に触れる機会を創出していくことも検討していただきたい。

学校・地域パートナーシップ事業及びコミュニティ・スクール事業に関しては、人と人との繋がりを深めるための大切な事業である。コロナ禍において、物理的な距離を取ることがさげられる世の中となったが、このような時勢であるからこそ、他者を思いやる気持ちを醸成することが重要であると思われる。

6 文化財課

市史編纂事業に関しては、各専門部会による調査を積極的に実施していただき、概要版となる「五條のあゆみ」を刊行したことを評価したい。五條市の歴史を後世に継承していくために、引き続き、資料収集・分析に努めていただきたい。

また、五條文化博物館運営においては、令和2年度までは直営をしていたが、令和3年度から指定管理者制度を再導入したということで、民間のノウハウを活かしながら、更に魅力ある博物館となるよう引き続き、注力いただきたい。

町並み保存・活用に関しては、「ちょっと昔の五條の写真展」、「五條新町スタンプラリー」等、より幅広い層をターゲットにしながらか本市のPRに努めていただいている。魅力ある地域づくりのためにも地元住民、関係機関との連携を密にしながらか今後も取組を続けていただきたい。

7 子どもサポートセンター

青少年健全育成事業に関しては、思いやりの心や積極性を育むことを主題として様々な活動を展開していただいている。子どもたちの見守りや安全対策については、犯罪が多様化している昨今において、非常に重要な事項であることから、引き続き、関係機関と密に連携の上、取り組んでいただきたい。

生徒指導対策事業に関しては、「くすのき教室」をはじめとする不登校傾向児童・生徒への綿密な支援を実施いただいている。また、全国的な問題として、インターネット・SNS利用に関して、子どもたちがトラブルに巻き込まれるケースが多発していることから、これまで以上に視野を広く持った生徒指導対策を講じていただきたい。

教育相談カウンセリング事業に関しては、いじめや不登校など、デリケートな事項に係る内容を扱っている。新型コロナウイルス感染症拡大により、子どもたちの精神的な負担が増加しているという研究結果もあるため、心身のケア体制構築をお願いしたい。

○ 終わりに

新型コロナウイルス感染症の世界的なパンデミックを契機に社会の在り方が大きく変容し、感染対策と教育活動の両立という難しい問題を抱えながらも、日々、教育行政に取り組んでいただいていることに敬意を表したい。

新型コロナウイルス感染症の拡大は依然として終息を見せない状況にある中、とりわけ学校教育においては、国の提唱する「GIGAスクール構想」に基づくICT環境整備が急ピッチで進められた。「新たな学びのスタンダード」を構築していくため、現場の教職員と教育委員会とが今まで以上に連携して教育施策を推進していくことを期待したい。

また、令和4年度からは公立認定こども園が開園する予定であり、「0歳から15歳まで」を一貫した教育・保育の体制が整うこととなる。従来の幼稚園、保育所で培ってきた経験・知識を集約し、より質の高い教育・保育の提供に向け取組を進めていただきたい。

加えて、各種行事が中止・規模縮小となっている状況が続いているが、開催形態を工夫する等、コロナ禍においても市民が楽しめる場を提供できるよう最善を尽くしていただきたい。

刻々と変化する社会状況、住民ニーズを的確に捉えるとともに、限られた財源の中で最善の選択が出来るよう、しっかりとした見通しを持ちながら、各種施策を推進していただくことを期待する。

VII 令和2年度施策点検評価シート

学校教育環境の充実	・・・ 27～31
教育内容の充実	・・・ 32～33
地域教育力の向上	・・・ 34
生涯学習活動の効果的な支援	・・・ 35～36
歴史遺産・伝統文化の保存	・・・ 37～38
青少年健全育成の推進	・・・ 39～40

令和2年度 点検評価シート

1. 施策の基礎情報

施策分野	学校教育環境の充実	所管課	教育総務課・学校教育課
施策名	質名生分校の魅力化		
目標	質名生分校魅力化推進事業の実施と評価及び実施計画の改善を図る。		
施策の現況	<p>質名生分校の魅力向上のため、教育課程や実習の実施方法について改善を図った。</p> <p>1年生で実習の基礎を身に付けさせ、2・3年生の農家実習及び4年生での就労体験活動で実践的な農業を学ぶカリキュラムを策定した。</p> <p>生徒募集については、県内中学校には訪問により、県外中学校へは市町村教委を通じて周知した。また、(一財)地域・教育魅力化プラットフォーム主催の「地域みらい留学フェスタ(オンライン開催)」に参加し、生徒・保護者に対して特色ある教育活動について広報した。</p> <p>令和3年4月からの市立西吉野農業高等学校開校に関し、校地・校舎の整備、校章・校歌・校旗等の作成及び関係条例・規則等の制定、改廃など所要の事務を行った。</p>		

2. 令和2年度の取組状況

事業名	事業内容	事業実績・主な取組	評価
質名生分校魅力化推進事業	・実習、就労活動の実施・協力要請	<ul style="list-style-type: none"> ・協力要請に対し、昨年度と同様にJA、県農林部、農業法人などから協力の意向をいただいた。 ・既存の協力農家を通じて取組を紹介いただき、新規受け入れ農家等の確保につなげることができた。 ・実習、就労体験活動の更なる充実、卒業後の進路等を包括的に支援すること等を目的に、地域農家・農業法人等で構成する「質名生分校を支援する会」を設立した。 ・農家実習、就労体験活動については、新型コロナウイルス感染症拡大に伴い、予定していた回数実施に至らなかった。 当初予定数:46回→実施数:23回	B
	・全国募集に係る広報活動の実施 学校訪問、教委訪問 地域みらい留学フェスタに参加 オープンスクールの実施 県外生対象 志願手続説明会開催	<ul style="list-style-type: none"> ・Webページ、学校案内リーフレットによる広報 ・市町村教委・中学校訪問による広報 ・県内:市町村教委(38教委)、市町村立中学校(100校)訪問 ・近畿圏(三重を含む):市町村教委(172教委)訪問 ・首都圏等遠隔地には、教委へ電話で周知依頼(48教委) (以前に、訪問して協力を得た教委へ依頼) 計 258教委に周知依頼、100校を訪問 資料配布校 2,557校 (全公立中学校・義務教育学校9,291校の27.5%に相当) ・地域みらい留学フェスタ(オンラインで開催 計8回参加) ・オープンスクール(2回)・・・延べ54名参加 ・県外生対象志願手続説明会(榎原文化会館1回)・・・7名参加 	A
	・本校化に関する事務	<ul style="list-style-type: none"> ・令和3年4月、市立西吉野農業高校(定時制独立本校)を設置するため、関係条例・規則の制定、改廃等を行った。 ・新設校に係る入試事務、校章・校歌・校旗等の作成。 ・新たな校舎、校地として使用する旧西吉野中学校に関して、以下の整備を実施。 実習農地整備工事 1,661,000円 エレベーター修繕 880,000円 エアコン修繕 984,500円 トイレ等修繕 81,400円	A
	・寄宿舎運営、備品購入	<ul style="list-style-type: none"> ・入寮生に係る生活用備品 備品購入(ベッド・エアコン等) 1,888,592円 ・令和2年度の体制としては生活指導員5名雇用(フルタイム2名・パートタイム3名) ・令和2年3月から寄宿舎の管理に係る業務委託を導入 長期継続契約(R2.3.1～R4.3.31)R2年度 14,836,800円 	A

3. 施策の課題と今後の主な取組

施策の課題	<ul style="list-style-type: none"> ・実習体験活動内容の更なる充実。 ・学年進行に伴う生徒数の増を見据えた、実習・就労に協力していただける農家・農業法人の確保。 ・質名生分校を支援する会(令和3年度から「西吉野農業高等学校を支援する会」に改称)及び関係機関との連携。
今後の主な取組	<ul style="list-style-type: none"> ・卒業後の進路に係る支援(「西吉野農業高等学校を支援する会」及び関係機関等との連携が必要)。 ・実習等協力農家・農業法人の確保。 ・校地内にビニールハウスを設置する等、実習環境の更なる整備。 ・Webページ、広報リーフレット、教委訪問、地域みらい留学等による全国募集広報活動の継続。 ・寄宿舎の管理運営(R2.3から業者委託導入)、隣接する定住促進住宅の入居者募集、活用方策の検討。 ・生活指導員を中心とした寮生の生活指導の更なる検討と効率的な運営体制の確立。

4. 総合評価

総合評価	<p>全国募集導入(平成30年度入学者より)に伴い、例年20名前後の生徒が入学するなど、地道な広報活動の成果が現れている。令和3年度末には、平成30年度入学者が卒業を迎えることから、一人でも多くの移住・定住に繋がるよう関係機関と連携を密にしながら支援を講じていく必要がある。</p> <p>加えて、「西吉野農業高等学校を支援する会」と協力しながら、更なる実習活動の充実について検討を行う。</p> <p>全国募集の広報活動については、引き続き近隣府県の広報地域を広げながら、大都市圏への広報活動も継続する。また、本市への移住・定住を促進するために整備した「桜花住宅」についても、入居者を募るための広報活動を継続する。</p>
------	--

令和2年度 点検評価シート

1. 施策の基礎情報

施策分野	学校教育環境の充実	所管課	教育総務課
施策名	学校施設の整備(教育環境の改善)		
目標	教育環境の充実を図るとともに、幼児・児童・生徒が安全・快適に学ぶことができるような教育施設の整備・改修を行う。		
施策の現況	<ul style="list-style-type: none"> 各学校施設の老朽箇所の修繕・改修 所管施設に係る個別施設計画策定完了 		

2. 令和2年度の実施状況

事業名	事業内容	事業実績・主な取組	評価
小学校施設改修事業	学校施設の老朽化に対して迅速な改修・修繕により学習環境の維持・整備を行う。	計画していた工事を遅滞なく実施することができた。 ・五條小学校玄関スロープ等設置工事 832,700円 ・旧阿太小学校エアコン移設工事 867,500円 (五條東小学校へ移設) ・小学校修繕62件 4,848,504円	A
中学校施設改修事業	学校施設の老朽化に対して迅速な改修・修繕により学習環境の維持・整備を行う。	計画していた工事を遅滞なく実施することができた。 ・五條東中学校プール防水改修工事 7,921,100円 ・五條東中学校プールろ過装置整備工事 3,603,600円 ・中学校修繕29件 1,762,184円	A
幼稚園施設改修事業	幼稚園の老朽化に対して迅速な改修・修繕により学習環境の維持・整備を行う。	緊急的な修繕を遅滞なく実施することができた。 ・幼稚園修繕3件 113,630円	A
高等学校施設改修事業	学校施設の老朽化に対して迅速な改修・修繕により学習環境の維持・整備を行う。	緊急的な修繕を遅滞なく実施することができた。 ・賀名生分校修繕3件 89,166円	A

3. 施策の課題と今後の主な取組

施策の課題	幼児・児童・生徒の安全を第一に考慮し、施設の老朽箇所の把握に努めるとともに、迅速な改修・修繕を実施する。
今後の主な取組	個別施設計画に基づく中長期的な施設の維持管理体制を構築するとともに、必要な改修・整備を的確に実施する。

4. 総合評価

総合評価	学校施設の老朽化に対し、迅速かつ適切な改修・修繕を行った結果、幼児・児童・生徒が安全に学ぶことができる環境を整備できた。 加えて、所管施設に係る個別施設計画の策定が完了したため、今後、同計画に基づいた計画的な改修・整備を実施していく。
------	--

令和2年度 点検評価シート

1. 施策の基礎情報

施策分野	学校教育環境の充実	所管課	教育総務課
施策名	学校施設の整備(スクールバス運行管理)		
目標	西吉野小学校・五條中学校、五條東小学校・五條東中学校の児童・生徒に係る通学の利便性向上を図る。		
施策の現況	遠距離通学児童・生徒の通学条件の緩和のため、11路線11台(西吉野・大塔方面8台、阿太・大野新田方面3台)のスクールバス運行を実施している。基本的には、児童・生徒の登下校に伴う定期運行を計画的に行い、校外学習等の際には特別運行を実施している。		

2. 令和2年度の実行状況

事業名	事業内容	事業実績・主な取組	評価
スクールバス運行	西吉野・大塔方面(西吉野小学校・五條中学校)、阿太・大野新田方面(五條東小学校・五條東中学校)の遠距離通学児童・生徒に係るスクールバス運行	運行計画に基づいて11台のスクールバスを運行することにより、児童生徒が安全に始業時間に遅れることなく通学できるように努めた。また、学校行事等で特別に運行が必要となった際には、同車両の特別運行により対応を行った。	A
教育委員会マイクロバス運行	市内学校園の校外学習等に伴うマイクロバスの運行	各学校園の校外学習等に伴う移動手段としてマイクロバス(1台)を運行し、費用負担の軽減を図るとともに、安全な輸送に努めた。 令和2年度は新型コロナウイルス感染症拡大により、1学期中(4月～7月)の学校行事等が中止、規模縮小となったことから、8月以降のバス運行を実施した。	B

3. 施策の課題と今後の主な取組

施策の課題	風水害時や道路崩落等の自然災害状況が発生またはその危険がある場合におけるマニュアルの随時見直しを図るとともに、各停留所の安全確保・注意喚起を徹底する必要がある。加えて、スクールバスを通学利用する児童・生徒及び保護者のより一層の負担軽減に係る方策を検討していく必要がある。
今後の主な取組	学校適正化事業の推進に伴い、令和3年度から五條南小学校・五條中学校へスクールバスを利用して通学する児童生徒に係る路線を編成した。今後、令和5年4月に統合予定である五條東小学校・北宇智小学校に係る路線変更、運行計画の再編について関係各課と協議の上、所要事務を推進する。

4. 総合評価

総合評価	目標に対して十分な成果が見られつつある。今後も児童生徒の安全面に十分配慮しつつ、関係各課と連携を密にしながら取り組んでいく。
------	--

令和2年度 点検評価シート

1. 施策の基礎情報

施策分野	学校教育環境の充実	所管課	子ども未来課
施策名	学校の適正化		
目標	学校統合協議会の運営 統合して新たに設置する学校の施設整備 小中一貫教育推進のための取組		
施策の現況	「五條市学校適正化基本計画」に基づく学校適正化の推進 学校統合の第2段階である「五條南小学校」の開校(令和3年4月より) 学校統合協議会を設置し、新しく設置する学校の開校に向けた協議を進めている。		

2. 令和2年度の取組状況

事業名	事業内容	事業実績・主な取組	評価
学校統合協議会の運営	・五條市学校適正化基本計画に基づく学校統合を円滑に進めるため、保護者、地域及び教職員の代表により学校統合協議会を設置 ・総務、PTA、通学及び学校運営の各部会の中で、新しく設立する学校の開校に向けた協議	学校統合協議会 ①野原小・阪合部小・西吉野小 学校統合協議会: 4回 (部会: 総務5回、PTA2回、通学5回、学校運営3回) (ワーキンググループ: 通学2回、学校運営13回) ②北宇智小・五條東小 学校統合協議会: 1回 (部会: 総務1回、PTA1回、通学1回)	A
学校統合に向けたハード面の整備	統合して新たに設置する学校校舎及び校舎周辺整備の実施	①旧野原中学校(五條南小学校)適正化改修工事 ②五條中学校特別教室設備設置工事	A
学校統合に向けたソフト面の整備	統合して新たに設置する学校を開校するための準備	・閉校する学校の記念碑の設置、校旗、校歌、舞台幕、新小学校校名サイン等の制作 ・統合する学校の移動備品調査及び移転の実施 ・通学路の安全点検及び安全啓発看板等の設置 ・グリーンベルト、横断歩道設置に向けた関係機関との調整 ・保護者、児童を対象としたスクールバスの試走及び説明会の実施	A

3. 施策の課題と今後の主な取組

施策の課題	令和5年4月の北宇智小・五條東小の統合に向けたソフト面・ハード面の整備
今後の主な取組	・学校統合協議会の運営(北宇智小学校・五條東小学校 学校統合協議会) ・五條東小学校スクールバス操車場整備の検討 ・北宇智小学校区のス쿨バス運行計画の策定 ・統合に向けた児童同士の交流と北宇智小学校備品移転の準備 ・通学路の安全点検及び安全啓発看板等の設置について検討

4. 総合評価

総合評価	「五條市学校適正化基本計画」に基づく学校統合の第2段階の統合(五條南小学校)が完了した。学校統合協議会、ワーキンググループの運営などにより統合を円滑に進めることが出来た。併せて、統合により新たに設置する小学校の校舎改修や学校備品の移転等の施設整備や通学路の安全啓発についても予定通り取り組むことができた。
------	--

令和2年度 点検評価シート

1. 施策の基礎情報

施策分野	学校教育環境の充実	所管課	子ども未来課
施策名	幼保の一体化(認定こども園の整備)		
目標	認定こども園施設運営に係る協議・調整 就学前教育・保育カリキュラムの策定 就学前教育・保育の質の向上に向けた職員研修 認定こども園の施設整備		
施策の現況	「五條市立認定こども園整備基本計画」に基づき令和4年4月の開園に向けた取り組みを進めている。 ソフト面では、開園に向けた課題の整理と調整、就学前教育・保育カリキュラムの策定などの施設運営について協議を進めている。 ハード面では、(仮称)五條A認定こども園及び(仮称)五條B認定こども園の建設工事が着工し、(仮称)五條C認定こども園については、設計が完了した。		

2. 令和2年度の取組状況

事業名	事業内容	事業実績・主な取組	評価
五條市認定こども園整備推進実施委員会の設置・運営	・五條市認定こども園整備推進実施委員会条例第1条により設置 ・付託事項として、公立認定こども園の(1)教育・保育内容の充実の推進に関する事 (2)施設整備に関する事 (3)その他必要な事項 以上、3項目に関する協議委員は学識経験を有する者など10名以内で構成	・五條市認定こども園整備推進実施委員会を令和2年8月に開催した。 ・協議事項についての進捗状況並びに新しいこども園の制服、その他今後の予定について確認し、開園にむけ調整を必要とする事項の協議・検討を行った。 ・五條市認定こども園カリキュラム策定委員会を開催し、現在の進捗状況を協議し、内容の方向性について確認した。	A
五條市認定こども園カリキュラムの策定	幼保連携型認定こども園教育・保育要領に基づき、認定こども園で実施する就学前教育・保育内容についての検討	・各幼稚園及び各保育所の担当者により構成する、担当者会議を10回開催し、カリキュラムの具体的な検討を行った。	A
五條市認定こども園開園プロジェクト会議における協議・検討	令和4年4月に3つの公立認定こども園を開園するにあたり、園名、制服、その他園運営に必要な諸課題についての協議・検討	令和2年7月～令和3年3月にかけて、プロジェクト会議を5回開催し、制服や園名の公募、保護者会のあり方など、開園に向けた園運営に関する事項について協議し、決定した。	A
認定こども園の施設整備	新設する認定こども園の建設及び既存施設の改修工事実施	①(仮称)五條A認定こども園建設工事→着工、工期:R2～R3 ②(仮称)五條B認定こども園建設工事→着工、工期:R2～R4 ③(仮称)五條C認定こども園改修工事→設計完了・入札公告 ④北宇智保育所敷地発掘調査 → 完了	A

3. 施策の課題と今後の主な取組

施策の課題	令和4年4月の開園に向け、施設利用者の利用調整基準、個人学用品の取り扱い等、施設を運営する上での事項について調整が必要である。
今後の主な取組	①幼稚園、保育所の統合に向けた課題の整理と調整 ②就学前教育・保育カリキュラムの策定 ③就学前教育・保育の質の向上に向けた職員研修 ④認定こども園の施設整備 ⑤認定こども園開園に向けた関係条例・規則等の整備

4. 総合評価

総合評価	令和4年4月の認定こども園の3園同時開園に向けて、教育・保育内容であるカリキュラム策定に向けた検討を行った。また、全ての園で実施する0歳児保育の実施に向け、公立保育所で保育実習を行うなど、質の高い教育・保育に向けた研修会を実施した。
------	--

令和2年度 点検評価シート

1. 施策の基礎情報

施策分野	教育内容の充実	所管課	学校教育課
施策名	学校(園)への支援プロジェクト		
目標	学校(園)の経営に対して援助を行うことで、学校適正化事業・認定こども園整備事業により設置される新校(園)のスタート時の円滑な経営を図る。 「GIGAスクール構想」に則り、ICT環境を充実させることで、教育におけるICTを基盤とした先端技術等の効果的な活用を図る。		
施策の現況	アドバイザーチーム派遣事業では、各学校(園)を訪問し、学校運営や指導方法等について支援した。学校活性化事業では、創意工夫ある学校(園)づくり支援事業や学校教育プロジェクトを行うとともに、ICT環境の充実を図り「GIGAスクール構想」の実現に向け、児童・生徒1人1台のタブレット端末及びクラス数の教員用タブレット端末を導入するとともに、高速大容量のネットワーク環境整備を行った。また、教員がICT化に対応できるようICT支援員を配置した。		

2. 令和2年度の実施状況

事業名	事業内容	事業実績・主な取組	評価
市アドバイザーチーム派遣事業	幼稚園や小中学校を訪問し、統合校を中心に学校運営や指導方法等について協議し、支援する。	教育部長をリーダーとする学校教育アドバイザーチームを組織し、牧野小学校、北宇智小学校、五條東小学校、五條中学校の4校を計画的に訪問するとともに、学校経営や教育活動・学校評価等に対する指導と支援を行った。	A
学校活性化事業・ICT環境の充実	新学習指導要領の完全実施及び「GIGAスクール構想」により、高速大容量のネットワーク環境を整備するとともに、児童・生徒に1人1台と教員用(クラス数分)の端末を導入する。	児童・生徒に1人1台のタブレット端末及びクラス数の教員用学習系端末を導入した。また、小学校4校、中学校3校に高速大容量のネットワーク環境を整備した。導入時の教員・保護者支援のためGIGAスクールサポーターを令和2年11月から令和3年3月まで配置。端末やソフトの使用マニュアルを作成し、保護者向けチラシも作成した。加えて、ICT支援員を令和3年1月から1校あたり月3回派遣し、授業バックアップを行うとともに、学校での講習会等を行った。	A

3. 施策の課題と今後の主な取組

施策の課題	社会を生き抜く力を養うためには、学校(園)での取組の充実だけでなく、保護者や地域等との連携が不可欠となる。そのため、学校や保護者、地域との連携を図った取組が各学校はもとより、中学校区単位で推進されるように指導や支援を行う必要がある。ICTの活用・充実を図るためには、教職員・児童・生徒の活用能力を高め、保護者にもICT教育が目指す方向性や家庭で機器を使用する際の注意点などを伝える必要がある。
今後の主な取組	アドバイザーチームによる現状聞き取り等を行うことで、課題の洗い出しを行い、適切な支援、助言を行っていく。学校改善を進めるためのツールとしては、学校評価を活用するなど、日常的にPDCAサイクルが機能するよう指導の充実を図る。また、ICT活用充実のために、学校での活用に加え、家庭への持ち帰りによる活用を図る。さらに双方向の授業を支援、促進するために全教職員に対して授業観察を行うとともに、ICT活用に関する教員研修を行うことにより、授業での端末活用の頻度を増やしていく。

4. 総合評価

総合評価	目標に対して十分な成果が見られつつある。今後は、内容を精査し、充実化を図ることで、より一層、学校の活性化に向けた支援を講じていく。
------	---

令和2年度 点検評価シート

1. 施策の基礎情報

施策分野	教育内容の充実	所管課	学校教育課
施策名	就学前・小中高の連携		
目標	校種間の円滑な接続と教育内容の充実を図り、ふるさと学習を推進し、児童・生徒の郷土愛を育む。		
施策の現況	各中学校区ごとの子どもの実態を踏まえて、創意工夫を生かした特色ある学校づくりの推進を支援するとともに、学校教育活動の取組の充実に向けた支援を進めている。また、小中合同の授業研究や教育講演会をはじめ、あらゆる機会を通して教員の資質向上を図ってきた。さらに、「五條かるた」や「五條学」等のふるさと教材を活用して、郷土の良さに触れる機会を創出し、郷土愛を育むとともに、郷土の良さを発信できる子どもを育成する。		

2. 令和2年度の実績状況

事業名	事業内容	事業実績・主な取組	評価
9年間をつないだカリキュラムの作成と教育内容の充実	新学習指導要領の完全実施に向けて、9年間をつないだカリキュラムを活用し、小中一貫教育を見据えた教育内容の系統化に取り組む。	小中学校教員の合同作業により完成した教科・領域の9年間をつないだカリキュラムを教員一人一冊ずつ配布し、教科等研究会や校区の授業等に活用した。また、コロナ禍において、実施方法を工夫しながら中学校区ごとに小中合同の授業研究を実施した。	B
ふるさと学習の充実	「五條かるた」、「五條学」、「私たちの五條市」等のふるさと教材を活用して、郷土の良さに触れる機会を創出し、愛着を育むとともに、郷土の良さを発信できるような授業実践を行う。	社会科や総合的な学習の時間等の授業において、「五條学」、「私たちの五條市」の活用が図られた。社会科副読本改訂委員会を中心に「私たちの五條市」の内容検討や授業実践を重ねた。幼稚園においては、園外保育の際に、地域の自然や歴史について触れる機会を創出するとともに、民話の読み聞かせ等を実施した。特色ある学校(園)づくり支援事業では、ふるさと学習を進める五條東中学校区を認定し、取組を推進した。	A

3. 施策の課題と今後の主な取組

施策の課題	中学校区単位で主体的に各事業を推進するよう指導・支援を行う必要がある。また、学力・体力の更なる向上を目指し、より実効性のある取組内容を検討する必要がある。管理職と一般教職員がより一体となって事業を進めるための話し合いの場の設定や、中学校区内での小学校・中学校の連携強化を目的とした教員交流・研修等の場の設定、支援することが必要である。
今後の主な取組	令和3年度から3校区(五條中学校区・五條東中学校区・五條西中学校区)が小中一貫校になるにあたり、五條西中学校区で先行実施されていた教育課程等を他校区へ広めていく。教職員へのサポートとして、現場の課題に即した研修会・講演会、教材研究、指導、情報提供等の充実を図るとともに、引き続き資質の向上を図ることに努める。教職員の課題意識を大切にしつつ、ボトムアップによる研修の運営ができるよう、プロジェクトチームや各種委員会の取組の支援を行うとともに、ICT機器を活用した情報共有を行い、効率化・最適化を図る。新規採用教員や他市町村からの転入教員に対して、五條について学ぶ機会を設定する。

4. 総合評価

総合評価	目標に対して十分な成果が見られつつある。今後は、コロナ禍においても、可能な限り事業実施できるよう工夫を凝らしながら、さらなる成果向上を図る。
------	--

令和2年度 点検評価シート

1. 施策の基礎情報

施策分野	地域教育力の向上	所管課	生涯学習課
施策名	地域コミュニティの活性化		
目標	子どもたちの豊かな成長を支えるパートナーとして、保護者や地域住民の学校運営に対する当事者意識を高め、共に連携・協働しながら、規範意識の向上や社会性の向上等、「地域とともにある学校づくり」をめざす。		
施策の現況	<ul style="list-style-type: none"> ・地域で学校を支援する仕組みづくりを促進し、子ども達の学びを支援するだけでなく、活動を通じて地域の住民の絆づくりを進めるとともに地域の教育力向上を図る。 ・学校・地域パートナーシップ事業の推進 ・コミュニティ・スクールの促進 		

2. 令和2年度の取組状況

事業名	事業内容	事業実績・主な取組	評価
学校・地域パートナーシップ事業	学校をベースとした地域コミュニティを構築し、地域教育力の向上をめざす。	地域学校協働活動・放課後子ども教室については市内各学校(園)(12校園)、地域未来塾については小中学校4校で取り組んだ。様々な教育活動へのボランティア参加の充実に向けて学校への支援を行い、体制と組織の整備を推進した。また、学校とボランティア間の調整を行うコーディネーター設置の推進に取り組み、研修を行った。	A
コミュニティ・スクール事業	コミュニティ・スクールの促進を図る。	市内全小中学校(10校)に学校運営協議会を設置し、協議会委員を委嘱した。また、事業のより一層の充実・発展を目的とした各協議会長による五條市コミュニティ・スクール推進協議会で、学校運営協議会の意識高揚を図るため、CSマイスターを講師に迎え2回の研修会を行った。また、取組の推進に向け学校運営協議会委員に対しアンケート調査を実施した。	A

3. 施策の課題と今後の主な取組

施策の課題	<ul style="list-style-type: none"> ・学校・地域パートナーシップ事業・・・地域ボランティアの確保とボランティア活動がしやすい条件整備が必要である。また、ボランティアの活動をまとめるコーディネーターとなる人材の更なる確保および育成が課題である。 ・コミュニティ・スクール事業・・・学校運営協議会委員の学校運営に対する当事者意識高揚を図る。地域連携・協働体制の推進のため、各校や先進校の取組等の情報交換の機会を充実させる。
今後の主な取組	<ul style="list-style-type: none"> ・学校・地域パートナーシップ事業・・・継続的に活動ができるボランティアの確保と運用面での改善を進める。また、コーディネーターの発掘および育成を推進する。学校適正化に向け、各校の取組の精査を進める。 ・コミュニティ・スクール事業・・・コミュニティ・スクールの充実を目的に設置した、五條市コミュニティ・スクール推進協議会での情報交換・熟議を進め、学校・保護者・地域の連携や協力体制の充実を図る。

4. 総合評価

総合評価	学校・地域パートナーシップ事業は、市内全学校(園)で実施され、各校で地域連携と支援活動を展開している。ボランティアの確保・地域コーディネーターの設置については、今後もより効果的な促進と啓発に取り組んでいく。コミュニティ・スクール事業は、小中全校に設置されている学校運営協議会の深化を推進するための研修会の実施や、五條市コミュニティ・スクール推進協議会の設置により、委員や職員の意識の高揚に一定の成果が認められる。
------	--

令和2年度 点検評価シート

1. 施策の基礎情報

施策分野	生涯学習活動の効果的な支援	所管課	生涯学習課
施策名	多様な学習ニーズに応える学習の環境づくり		
目標	生涯学習推進体制の整備に係る諸施策を推進する。		
施策の現況	公民館や図書館等の社会教育施設を中心に利用者や市民の多様な学習課題を把握し、それぞれに応じた学習の機会を提供している。また、施設の修繕等を館長や管理者の要望を踏まえながら計画的に進めている。		

2. 令和2年度の実施状況

事業名	事業内容	事業実績・主な取組	評価
社会教育施設の利便性・安全性の向上	生涯学習の重要な拠点である図書館や公民館などの社会教育施設の整備、運営の充実を図る。	利用者が安心・安全に施設を利用できるよう、各館長等からの要望等を聞き取りし、限られた予算のなかで備品の購入や施設の修繕等を計画的に進めた。中央公民館については耐震診断結果を公表し、今後の耐震補強設計・工事等について検討・協議を行った。 中央公民館主催講座については、新型コロナウイルス感染症拡大に伴い、中止せざるを得ないものもあったが、感染対策を講じながら可能な限り講座実施を行った。	B
図書館の利活用促進	市民の読書への関心を高め、感性豊かな市民の育成、市内児童・生徒の読書意欲の向上などを図る。	雑誌オーナー制度やインターネットによる蔵書検索・予約、読書普及のための資料展示を実施した。イベントを17回開催し、LLブックやデジ―図書館、点字コーナーなどのサービス向上を図った。利用者数は16,976人、図書貸出人数は13,145人、貸出冊数は56,056冊であった。	A

3. 施策の課題と今後の主な取組

施策の課題	新型コロナウイルス感染症の影響で、令和2年度に予定していた各種イベントは中止となったが、今後、再開にあたっては参加者の意向把握や事業内容の見直し、他イベント等との合同開催などを検討していく必要がある。また、老朽化が進む社会教育施設については、長寿命化を図るため、引き続き修繕等を計画的に進めていく必要がある。
今後の主な取組	アンケート等による利用者の改善要望等を踏まえ、更なる社会教育施設の利活用の推進に努める。 イベント開催時には、広報やホームページ、フェイスブックに掲載する等の方法で広く周知を行う。 平成29年3月に策定された「五條市公共施設等総合管理計画」に基づき、計画的な施設の維持修繕や統廃合の検討に取り組む。

4. 総合評価

総合評価	新型コロナウイルス感染症の影響により図書館や公民館などの社会教育施設の利用者数は減少したが、各施設管理者による感染対策、開催形態等の工夫により、継続して活動を行う事が出来た。図書館では、貸出期間・冊数上限をそれぞれ4週間・10冊までに変更した。中央公民館では、会議室等の適正な人数制限や座席配置等の対応を行い、実施可能と判断した講座等を開催した。今後も市民の多様な学習ニーズに合った環境づくりを進めていく。
------	---

令和2年度 点検評価シート

1. 施策の基礎情報

施策分野	生涯学習活動の効果的な支援	所管課	生涯学習課
施策名	地域スポーツ活動の環境づくりに対する奨励・支援		
目標	地域スポーツの振興と推進を図る。		
施策の現況	地域におけるスポーツ活動の推進とスポーツの振興を図る。		

2. 令和2年度の取組状況

事業名	事業内容	事業実績・主な取組	評価
スポーツ活動・レクリエーション大会等の開催	市民の健康と体力の向上を図るための各種教室・レクリエーション大会等を実施する。	新型コロナウイルスの感染拡大を鑑み、地域体育館等においては、利用人数の制限や、感染予防対策等を講じながらスポーツ振興に資することを目的に活動を実施した。レクリエーション大会、駅伝大会等の大規模なスポーツイベントについては、感染リスクを十分に回避することが困難なため中止とした。	B
社会体育施設の利活用等の推進	生涯スポーツの拠点である社会体育施設を安全で快適に利用できるよう、管理・運営の充実を図る。	二見文化体育センター並びに地域体育館・運動場等の修繕・整備及び運営の支援を行い、利用者へのサービス向上を図った。地域体育館・運動場の修繕等について、職員で修繕できるものは自ら修繕等を行い、経費削減を図った。	A

3. 施策の課題と今後の主な取組

施策の課題	スポーツの機会の充実、地域スポーツ活動の環境整備など、多様化する市民ニーズに対応する取り組みが必要である。
今後の主な取組	スポーツを気軽に楽しむ機会と情報の提供、及びスポーツ施設の環境整備に向けて、生涯学習推進体制の整備や地域スポーツの推進を図る。 体育施設の総合的な整備計画の策定に向けて取り組む。 コロナ禍においても、市民が安心して地域スポーツ活動に取り組むことができるよう、新型コロナウイルス感染症対策を継続する。

4. 総合評価

総合評価	各種団体に対して、コロナ禍においても継続して活動が出来るように運営等の支援を行った。また、東京2020オリンピック聖火リレーの準備において、大規模な交通規制が行われることや、密を避けるための観覧方法等について、地域住民等に事前に周知することができた。 社会体育施設の管理運営について、地域体育館、運動場の修繕等のうち、対応可能なものは職員自ら修繕等を行い、経費削減を図ることができた。
------	---

令和2年度 点検評価シート

1. 施策の基礎情報

施策分野	歴史遺産・伝統文化の保存	所管課	文化財課
施策名	重要伝統的建造物群の保存と活用		
目標	五條市五條新町伝統的建造物群保存地区の保存事業を行い地域の活性化を図る。		
施策の現況	五條新町は、平成22年12月に国の重要伝統的建造物群保存地区に選定され、平成23年度より国、県の補助を受けながら同地区の修理修景事業、公開活用事業、防災事業を実施している。		

2. 令和2年度の実績状況

事業名	事業内容	事業実績・主な取組	評価
五條新町重要伝統的建造物群保存事業	修理・修景事業	国、県の補助を受け8件の民間修理修景事業に補助金を執行した。また、来年度の修理修景事業を適正かつ円滑に進めるために4件の事前調査・基本設計を行った。	B
伝建事業の広報活動	五條市ホームページ(文化財課)の充実、伝建ホームページの維持	文化財課ホームページの充実を図り、重要伝統的建造物群保存地区五條新町のホームページも引き続き維持した。	B

3. 施策の課題と今後の主な取組

施策の課題	五條市五條新町伝統的建造物群保存事業において平成23年度より修理修景事業を進めて来たが、今後所有者の高齢化や後継者の不在等の理由により、修理が行われないまま老朽化し、倒壊する恐れのある建物が増加することが考えられる中で、令和2年度に解体除去となった建物が2件ある。所有者には伝建地区の修理・修景に、なお一層のご理解、ご協力をいただけるよう取り組んでいく必要がある。
今後の主な取組	民間修理・修景事業への補助金の執行、修理修景事業の事前調査・基本設計、防災事業の一環である防火水槽設置の計画及び防災訓練等や事業の広報活動を行う。また、五條新町伝統的建造物群保存地区の歴史的景観の保存及びこれを活用した地域の活性化を図るため、地域住民で組織する五條新町地区町なみ保存会を支援していく。令和2年度に開催予定であった重伝建選定10周年記念イベントについて、新型コロナウイルス感染症拡大状況を注視し、開催時期を検討していく必要がある。

4. 総合評価

総合評価	五條新町重要伝統的建造物群保存事業では、空き家が増える中、修理修景事業を地域住民と行政が共通の課題として、伝建地区の活性化に繋がるよう協力しあいながら進めて行く必要がある。伝建地区の町並みの保存・活性化のためには、これらの事業を継続的に実施していくことが重要であると考え、今後も補助事業及び広報活動を実施する。
------	---

令和2年度 点検評価シート

1. 施策の基礎情報

施策分野	歴史遺産・伝統文化の保存	所管課	文化財課
施策名	文化財の保存・継承・活用		
目標	市内の文化財について、所有者・管理者、国・県等と連携しながら適切な保存・継承・活用に努め、郷土の歴史・文化に対する市民の愛着・誇りを育む。		
施策の現況	各種の有形・無形文化財の調査・保存・伝承に関する事業を、国・県の指導、補助金交付等を受けながら、継続的に実施している。		

2. 令和2年度の取組状況

事業名	事業内容	事業実績・主な取組	評価
五條市史編纂事業	平成17年9月の合併により誕生した新生五條市の自然・歴史・文化について、現代の視点と学問水準で調査・研究するとともに、その成果物として「五條市史」を順次、作成・刊行する。	五條市史編纂委員会に設置された9つの分野・時代の専門部会の部会員及び調査補助員による、有形・無形の資料の収集・調査を継続して行った。また、現時点での市の自然・歴史・文化に関する知見、研究成果等をわかりやすく紹介した概要版「五條のあゆみ」(B5判、約90ページ)を文化財課で執筆・編集し、令和2年度末に刊行した。	B
古文書等調査事業	市内に残る古文書・古記録類の調査及び受け入れ、五條文化博物館収蔵の古文書等の整理及び公開を行う。	古文書・古記録類の受贈・受託、解説・整理、市ホームページでの目録公開等を継続して行った。	B
博物館展示魅力化事業	市立五條文化博物館を直営で管理するとともに、集客増につながる魅力的な展示、講座、見学会等を行う。	平成30年度、令和元年度に引き続き、直営で管理運営を行い2回の企画展を開催したが、新型コロナウイルスの感染拡大を防止するため、講演会・講座、学芸員による展示解説等の実施を見合わせた。令和2年度の入館者数は、2,658人(前年度比1,245人・約32%減)であった。また、古文書に慣れ親しんでいただく目的で古文書講座を計6回開催し、毎回10人以上の参加があった。	B

3. 施策の課題と今後の主な取組

施策の課題	文化財の種類が多岐にわたり、現状も多様であるため、関係者と協議しながら優先順位を付けて、事業に取り組む必要がある。また、事業の成果を市立五條文化博物館等で積極的に公開し、市民に周知していくサイクルを確立することが求められている。 令和元年度末から続く新型コロナウイルスの感染拡大により、都市部から来訪した専門家と市民が接することの多い五條市史編纂事業や、不特定の入館者を随時受け入れて成り立つ博物館展示魅力化事業は、現地調査の見合わせや臨時休館、事業の取り止め等の影響で、十分な成果を出せなかった。
今後の主な取組	新型コロナウイルス対策を十分に講じた上で、古文書等の受け入れ・整理・公開、民俗文化財の調査・記録化、埋蔵文化財の調査・整理・公開等の業務を、市史編纂事業の体系・計画に組み込みながら実施する。 市立五條文化博物館については、令和3年度から指定管理者による3年間の管理運営が開始され、さまざまな事業が企画・実施されているが、博物館に常駐する文化財課としても、指定管理者と連携しながら、収蔵資料・常設展の管理、企画展の開催等を行う。

4. 総合評価

総合評価	文化財の保存・継承・活用には、所有者・管理者・保存団体を含めた市民の理解と協力が不可欠であり、令和2年度も、各種の文化財に係る事業について、関係者の理解・協力を得て一定の成果を残すことができた。今後も、各方面との信頼関係を構築・維持しながら、事業の計画・実行、成果の公開に取り組みたい。
------	---

令和2年度 点検評価シート

1. 施策の基礎情報

施策分野	青少年健全育成の推進	所管課	子どもサポートセンター
施策名	問題行動等諸問題への対応、不登校・気になる子・保護者を支援		
目標	生徒指導については、一人一人の児童・生徒の人格を尊重し、個性の伸長を図りながら、社会的資質や行動力を高めるように指導、援助するものであり、子どもの人格を形成する上で重要な役割を果たすものであるため、各学校や関係機関と体系的な連携を行う。 カウンセリングについては、児童・生徒の不登校等の未然防止、早期発見、早期対応を行う。また、児童・生徒や保護者の悩みや不安を受け止め、医療機関や関係機関と連携して「心の専門家」として必要な支援を行う。		
施策の現況	「五條市生徒指導研究協議会」を年8回開催し、各学校の実態の報告や情報交換及び講師を招いた研修会を実施し、県教育委員会、警察、こども家庭相談センター、学校の各関係機関が協議し対策を講じている。 カウンセリングについては、平成25年度からカウンセラー2名を配置し、増加するカウンセリングの要望に効果的に対応できており、各校からの依頼で児童・生徒の行動観察やケース会議での指導・助言、また親子並行面接を実施する等、成果を得ている。		

2. 令和2年度の実施状況

事業名	事業内容	事業実績・主な取組	評価
スクールサポーターの配置	各学校(園)の教育活動に関わり、担任と連携を図りながら、幼児・児童・生徒が心のゆとりをもって学校生活を送るための支援をする。	令和2年度は9名のスクールサポーターを1園・8校に配置し、一人一人に対するきめ細かな対応、支援を行い、子どもたちが安心して学習に取り組むことができた。	A
適応指導教室「くすのき教室」の運営	心理的・情緒的な状況、発達障害、または家庭の問題により登校が難しい児童・生徒の学校復帰を支援している。	定期的カウンセリングを行うとともに、学校と教育内容や適応指導教室での様子、家庭での様子について連絡を取り合っている。ソーシャルスキルトレーニングの手法を取り入れつつ社会性の向上を図るほか、興味に寄り添った学習活動や、卓球や縄跳び、バドミントン等を通して体力づくりを行うことで、自信をもって学校へ登校できるよう導く。また、定期的に児童・生徒同士の交流活動を実施している。	A
五條市いじめ問題対策連絡協議会等の開催	平成29年10月から施行した「五條市いじめ問題対策連絡協議会等条例」に基づき、五條市いじめ問題対策連絡協議会、五條市いじめ対策委員会、五條市いじめ対策防止委員会を開催する。	協議会及び各委員会委員の委嘱を行い、組織や運営その他必要事項を協議した。	A

3. 施策の課題と今後の主な取組

施策の課題	心に不安をもつ子どもや保護者が多くなっている社会的な傾向の中、カウンセリングの要望やカウンセラーの学校への訪問要請が多い。必要な支援のため、引き続きカウンセラー2名配置体制の継続が必要である。 くすのき教室へ通室する児童・生徒一人一人について、個々にきめ細かな対応をする必要があり、社会性の向上や学力の補充など、在籍校への復帰に向けた取組について、学校との連携を緊密に図っていく必要がある。
今後の主な取組	生徒指導については、いじめ・非行等の問題行動や不審者への早期の対応が必要であるため、学校・警察等関係機関との連携を密に行う。また定期的に地域を巡回して危険個所の再確認を行い、必要に応じて危険を知らせる看板を設置し、家庭への啓発や児童・生徒への指導につなげる。 さらに、県が実施するいじめに関するアンケート調査及び市独自に行う調査を活用し、いじめ対策の各委員会等と連携して早期発見・早期解決を図るとともに、国・県のいじめ防止基本方針を参酌し、本市のいじめ基本方針の改定を行う。

4. 総合評価

総合評価	年間8回開催した五條市生徒指導研究協議会では、各校の情報交換や、事例研究発表による研修を行い、参加者全員が認識を新たにし、理解を深めることができた。 不登校児童・生徒については増加傾向にある。カウンセリング、訪問指導及びくすのき教室等に関してはきめ細やかな対応で、依頼者や学校・保健福祉センター等関係機関との更なる連携が求められている。
------	---

令和2年度 点検評価シート

1. 施策の基礎情報

施策分野	青少年健全育成の推進	所管課	子どもサポートセンター
施策名	青少年の健全育成とリーダー養成		
目標	青少年の心と体の健全な発達を促し、自主性・社会性や正義感・倫理観を持った豊かな人間性を育むため、青少年の体験的な活動や青少年を取り巻く有害環境対策、ボランティア活動の推進等により、青少年の健全育成を図る。		
施策の現況	青少年が多様な体験的活動を経験できる体制の整備、青少年を取り巻く有害環境に関する問題性や注意事項についての対策と啓発、そして地域の中で青少年によるボランティア活動の積極的な推進等について、学校、地域、警察等の関係機関と連携の上、取組を進めている。		

2. 令和2年度の取組状況

事業名	事業内容	事業実績・主な取組	評価
安心・安全なインターネット利用に向けた保護者等への啓発の実施	新型コロナウイルス感染症拡大防止に係る学校臨時休業の影響から、児童・生徒のインターネット利用が長時間化したことを踏まえ、生活習慣の乱れ、不適切な利用によるトラブルやいじめ、並びにSNS利用を起因とした犯罪行為に巻き込まれることを未然に防ぐため、保護者に対して啓発を行う。	文部科学省と警察庁の編纂による啓発パンフレット「ネットには危険もいっぱい」を、市内の小中学生を持つ保護者及び教職員等を対象に、計1,600部配布し、フィルタリングの必要性や児童・生徒が犯罪被害に巻き込まれないための留意点について啓発した。教育相談研修会においても、インターネット等を利用した犯罪やSNS利用に係るトラブルの現状や対応策等、児童・生徒への指導を行う上で教職員が留意すべき事項についての見聞を深めた。	A
善行表彰	学校や家庭・地域などにおいて、その生活及び行動が善行著しく、他の模範となる行為をした幼児・児童・生徒を表彰し、健やかな育成をめざす。	令和3年3月5日(金)に善行表彰式を執り行い、五條東中学校女子生徒1名、同校男子生徒1名、五條西中学校区五條西中学校生徒会及び牧野小学校センター委員代表5名の計7名が、学校長、保護者の同席の下、表彰を受けた。	A
青少年指導員の養成・ボランティアグループ「風のつばさの会」の育成指導	ボランティアグループ「風のつばさの会」は20名の会員で構成され、県青少年指導員が育成指導に関わっている。	令和2年5月、令和2年11月の計2回、定例会を開催し、ボランティア活動のさらなる拡充に向けた意見交換、協議を行った。しかし、新型コロナウイルス感染症感染拡大防止のため、毎年定期的を実施している市内清掃活動や令和2年度に新たに実施を計画した研修活動は見送った。	B

3. 施策の課題と今後の主な取組

施策の課題	従来より児童・生徒のインターネットやスマートフォン利用に関するアンケート調査を実施し、パンフレットを作成、啓発を行ってきたところであるが、昨今の児童・生徒のインターネット利用率、スマートフォンの所持率は高く、加えて、「GIGAスクール構想」に基づく一人一台端末の整備も相まって、日々、電子メディアと関わる機会が増えている。電子メディアとの関わりに関して、排除するのではなく、上手に取り入れて、うまく付き合っていくものであるという考えにたち、電子メディアと関わる時間や生活習慣を自己管理できるよう指導することが重要である。情報モラル教育のための出前講座が有償となる場合の講師料を負担する等、学校における取組の支援をするほか、保護者に対しては、フィルタリングの設定や家庭でのルール作り等、パンフレットの配布や研修会開催などを通じて、引き続き啓発していく必要がある。 青少年健全育成事業(トレジャーキャンプ)においては、子どもたちの安全を守ることが必須であるため、十分な準備とスタッフの確保並びに新型コロナウイルス感染症対策が重要になる。 ボランティアグループ「風のつばさの会」については、継続して活動に参加できる青少年に入会していただき、研修を通じて各会員の資質を高める必要がある。
今後の主な取組	令和2年度の「トレジャーキャンプ」については、2泊3日の行程上、新型コロナウイルス感染症の感染リスクを十分に回避することが困難なため、中止とした。今後、状況を見ながら実施可能な方策を検討していく。 「子ども夢つくりセミナー」についても、開催時期や開催回数を見直す等、コロナ禍においても実施可能な方策を探り、カウンセリングの要素を取り入れた意義深い事業として内容を深めていきたい。 「風のつばさの会」については、青少年指導員と連携しながら組み立てる研修プログラムに参加することで研鑽を積み、ボランティアとして参加できる活動内容の拡充について検討を重ねていく。

4. 総合評価

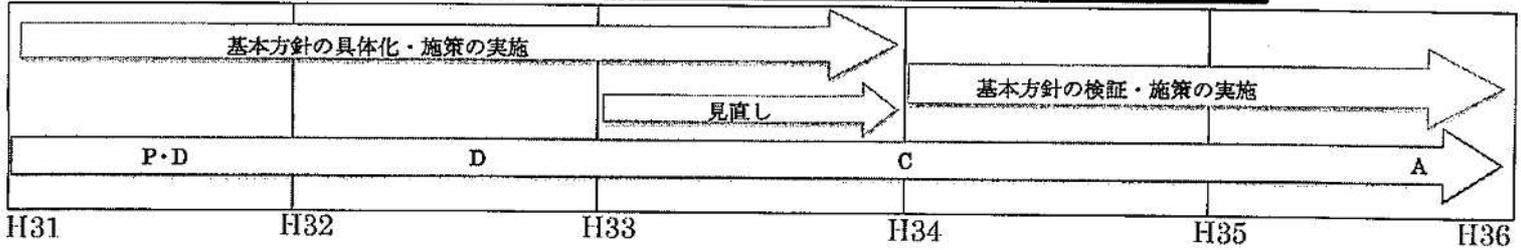
総合評価	「トレジャーキャンプ」、「子ども夢つくりセミナー」については、来年度以降、新型コロナウイルス感染症対策を講じつつ事業の実施を可能とする方策等について検討を重ねることが出来た。 善行表彰においては、新たに小中一貫校における取組も含め昨年度より多くの善行を顕彰することが出来た。 安全・安心なインターネット利用については、パンフレット配布による保護者への啓発と、教育相談研修会での教職員への研修を通じて、電子メディアと関わる機会が増える中、児童・生徒がより安全にインターネットを利用できるよう対策を講じることが出来た。
------	---

参 考 資 料

(五條市教育振興基本計画抜粋)

(平成 31 年 3 月策定)

第3期 五條市教育振興基本計画フューチャープラン



教育委員会事務局の重点取組と主な施策

ここでは年次の計画(案)を示しています。

重点取組	主な施策	事業名	H31	H32	H33	H34	H35	
学校教育環境の充実	質生分枝の魅力化	質生分枝魅力化推進事業	学習内容等の充実・検証		1~4年生が新カリキュラムに基づき学習			
	学校施設の整備	学校施設の維持改修・整備事業	小中学校空調整備	学校適正化、認定こども園計画に伴う改修・整備				
	学校の適正化	学校適正化事業		段階的な統合の具体化			小中一貫実施	
	幼保の一体化	認定こども園整備事業		計画の具体化		認定こども園の開設・運営		
教育内容の充実	学校(園)への支援プロジェクト	市アドバイザーチーム派遣事業	H32 総合に係る教育課程構成検討	教育課程の実践・検証			教育課程の改善・実践・検証	
			H33 総合に係る教育課程構成検討	教育課程の実践・検証				
	学校活性化事業・ICT環境の充実	小学校タブレット導入	運用・支援					活用及び実践事例の蓄積
		中学校タブレット導入	運用・支援					
就学前・小中高の連携	9年間をつないだカリキュラムの作成と教育内容の充実	評価・作成		配布・実施		見直し・改善	実施	
	ふるさと学習の充実	就学前・小中高をつなぐ学習内容の検討			ふるさと学習の実施・校種間の交流			
地域教育力の向上	地域コミュニティの活性化	コミュニティ・スクールの展開・推進	各校運営委員会検討対応		コミュニティ・スクールの深化・展開 学園単位のコミュニティ・スクール設置			
	学校・地域パートナーシップ事業の推進	事業の推進・展開 コーディネーターの任用と任命		見直し		深化・展開		
生涯学習活動の効果的な支援	多様な学習ニーズに応える学習の環境づくり	生涯学習推進体制整備事業	計画の策定	生涯学習推進体制の展開		事業の見直しと検討		
	地域スポーツ活動の環境づくりに対する奨励・支援	地域スポーツ施設の環境整備、各種スポーツ団体への支援の充実	計画の策定	スポーツ推進事業の推進		事業の見直しと検討		
歴史遺産・伝統文化の保存	重要伝統的建造物群の保存と活用	五條新町重要伝統的建造物群保存地区の修理・修景と地域活性化事業	10周年記念イベント計画・実施		伝建地区保存計画に基づき修理・修景			
	文化財の保存・継承・活用	新市史編纂事業	市史概要版の作成・刊行				資料編・市史編の編集	
		市立五條文化博物館を拠点とした広報活動	資料史の調査・整理					
青少年健全育成の推進	問題行動等諸問題への対応	生徒指導対策事業	いじめ基本方針の見直し・防止策の検討・実施			問題行動への早期対応		
	不登校・気になる子・保護者を支援	カウンセリング事業 適応指導教室の運営事業	家庭教育事業の見直し強化検討			改善策の実施・不登校児童生徒の未然防止強化		
	青少年の健全育成とリーダー養成	青少年健全育成事業	育成事業の見直し・改善等の見直し			事業の検証・実施		